

2. 立入検査について

(1) 平成 29 年度立入検査について

老朽化した水道施設を放置せず、また、必要な耐震化を進めることは水道事業の持続性を高めるために必要不可欠であり、平成 28 年 1 月に水道事業基盤強化方策検討会においてとりまとめられた「水道事業の基盤強化方策に盛り込むべき事項」においても、水道施設の更新・耐震化、規模の適正化の推進として示されたところである。

平成 29 年度立入検査においては、当該とりまとめを受けて、以下の取組みを実施しているところである。

○平成 26 年度末の更新率が全国平均（0.76%）よりも低く、かつ、経年化率が全国平均（12.1%）よりも高い事業体（平成 25 年～28 年に立入検査を実施したところを除く）については、管路更新・耐震化推進の指導を要する水道事業体として、平成 29 年度以降の立入検査の対象として選定。

○アセットマネジメントの実施状況、施設の更新等に関する取組について、水道事業管理者等に対してヒアリング。

また、「水道事業の基盤強化に向けた取組について」（平成 28 年 3 月 2 日生食水発 0302 第 2 号水道課長通知）においても、水道施設の更新・耐震化等について水道事業者等においてアセットマネジメントの実施や事業管理者への働きかけの検討をお願いしているところであり、立入検査の対象となっていない水道事業等においても適切に取り組まれない。

(参考)

水道事業の基盤強化方策に盛り込むべき事項（平成 28 年 1 月 水道事業基盤強化方策検討会）（抜粋）

3 水道施設の更新・耐震化、規模の適正化の推進

(3) 認可権者（国、都道府県）による働きかけの強化

（首長や事業管理者への情報伝達）

水道施設の更新は大きな財源を伴うことが通例であり、更新計画の決定に当たっては経営的な判断が必要であることから、国及び都道府県は、従来の技術管理者に対する働きかけに止まらず、直接、首長や事業管理者に対して、既存の会議等を活用して情報伝達や意見交換を行う等により、水道事業の経営が今後厳しさを増す状況にあることや、水道施設の更新や耐震化の必要性、水道事業者間の連携の必要性を伝達すべきである。

（適切な施設更新、規模の適正化の促進）

1) アセットマネジメントの実施の指示

水道事業者の施設の更新等への取組が不十分と認められる場合には、認

可権者は水道事業者に対し、アセットマネジメントの適切な実施（水道施設の更新等について、必要な財源の確保も見込みながら数十年先を見据えて計画し、又は計画を見直し、実施すること）を指示等できることとすべきである。

2) 立入検査等の機会を捉えた指導・助言

水道施設の老朽化の進行や、耐震化の遅れは水の安定供給を揺るがしかねない問題であり、早急な対応が求められることから、国や都道府県は、当面の間、定期の立入検査等の際に、重点的に施設の更新等の取組を聴取し、取組が不十分であると認められる場合には、アセットマネジメントの実施の指示等を含めて指導・助言を行うこととすべきである。

(先行的に働きかけを行うべき水道事業者)

国認可の水道事業者については、給水人口が多く、万一水道の持続性が損なわれた場合の社会的影響が大きい一方、職員層が厚く、事業者単独で直ちに施設の更新等に取り組む余地があることが期待できることから、特に管路の経年化率、更新率、施設の耐震化率等に課題のある事業者を中心に、立入検査を活用した指導・助言や事業管理者との意見交換等の働きかけを先行的に行うべきである。

(2) 平成 28 年度の立入検査検査について

厚生労働大臣認可の水道事業及び水道用水供給事業（平成 28 年 4 月 1 日現在で 454 事業）のうち 48 事業に対して実施し、延べ 72 件の文書指摘及び延べ 192 件の口頭指摘を行った。

(3) 指摘事項に対する報告について

立入検査での指摘事項については、その結果について後日公文での報告を求めているところであるが、「早急に改善する」、「今年度中に策定する」など、漠然とした報告ではなく、具体的な改善内容及び解消時期等を必ず明記するようお願いする。

なお、報告内容によっては、再報告や成果物の提出をお願いすることがあるので、ご理解願いたい。

また、指摘事項に対する改善が確認できるまで、毎年度、フォローアップを行うので、改善に努めていただくようお願いする。

(4) 立入検査結果の公表について

立入検査の結果については、厚生労働省ホームページで公表しているところであるが、平成 27 年度の結果から、水道事業体実名入りで公表している。

最後に、各水道技術管理者におかれては自己点検を徹底するとともに、引き続き適正な水道事業が図られるようお願いする。

(表1) 平成28年度 厚生労働大臣認可水道事業等立入検査実施状況

都道府県			大臣認可事業数			立入検査事業数		
			上水道	用水供給	計	上水道	用水供給	計
01	北海道		0	0	0	0	0	0
02	青森県		4	1	5	1	0	1
03	岩手県		4	1	5	0	0	0
04	宮城県		10	2	12	2	1	3
05	秋田県		4	0	4	0	0	0
06	山形県		5	3	8	0	0	0
07	福島県		9	2	11	0	0	0
08	茨城県		15	4	19	1	0	1
09	栃木県		9	2	11	0	0	0
10	群馬県		9	4	13	1	0	1
11	埼玉県		38	1	39	3	0	3
12	千葉県		21	6	27	0	0	0
13	東京都		1	0	1	0	0	0
14	神奈川県		8	1	9	2	0	2
15	新潟県		10	2	12	2	0	2
16	富山県		4	3	7	0	0	0
17	石川県		6	1	7	0	0	0
18	福井県		4	2	6	0	0	0
19	山梨県		4	1	5	0	0	0
20	長野県		9	2	11	0	0	0
21	岐阜県		7	1	8	1	0	1
22	静岡県		13	4	17	2	0	2
23	愛知県		32	1	33	1	0	1
24	三重県		9	2	11	3	0	3
25	滋賀県		11	1	12	0	0	0
26	京都府		11	1	12	0	1	1
27	大阪府		10	1	11	1	1	2
28	兵庫県		17	2	19	2	0	2
29	奈良県		8	1	9	1	0	1
30	和歌山県		3	0	3	2	0	2
31	鳥取県		2	0	2	0	0	0
32	島根県		2	2	4	1	1	2
33	岡山県		6	4	10	0	2	2
34	広島県		7	3	10	2	0	2
35	山口県		9	1	10	4	0	4
36	徳島県		2	0	2	1	0	1
37	香川県		6	1	7	1	1	2
38	愛媛県		4	1	5	0	0	0
39	高知県		1	0	1	0	0	0
40	福岡県		20	3	23	2	0	2
41	佐賀県		5	2	7	2	0	2
42	長崎県		4	0	4	0	0	0
43	熊本県		2	0	2	0	0	0
44	大分県		4	0	4	0	0	0
45	宮崎県		3	0	3	2	0	2
46	鹿児島県		3	0	3	1	0	1
47	沖縄県		9	1	10	0	0	0
合計			384	70	454	41	7	48

上水道: 上水道事業 用水供給: 水道用水供給事業

**(表2) 平成28年度立入検査における指摘事項
(文書指摘、口頭指摘、助言) 延べ件数**

指摘事項		件数	割合
1 資格に関すること	①水道技術管理者	23	6.1%
	②布設工事監督者	5	1.3%
小計(資格に関すること)		28	7.4%
2 認可等に関すること	①認可	7	1.8%
	②各種届出	29	7.6%
	③給水開始前検査	6	1.6%
小計(認可等に関すること)		42	11.1%
3 水道施設管理に関すること	①耐震化、アセットマネジメント	22	5.8%
	②鉛製給水管	40	10.5%
	③水道施設管理(その他)	31	8.2%
小計(水道施設管理に関すること)		93	24.5%
4 衛生管理に関すること	①衛生上の措置	12	3.2%
	②健康診断	4	1.1%
小計(衛生管理に関すること)		16	4.2%
5 水質検査に関すること	①妥当性評価	9	2.4%
	②水質検査計画	24	6.3%
	③採水地点	5	1.3%
	④水質検査(その他)	22	5.8%
小計(水質検査に関すること)		60	15.8%
6 水質管理に関すること	①クリプトスポリジウム等対策	7	1.8%
小計(水質管理に関すること)		7	1.8%
7 危機管理対策に関すること	①各種マニュアル	40	10.5%
	②水安全計画	19	5.0%
	③事業継続計画	7	1.8%
	④危機管理対策(その他)	34	8.9%
小計(危機管理対策に関すること)		100	26.3%
8 住民対応に関すること	①情報提供	27	7.1%
	②福祉部局との連携	6	1.6%
小計(住民対応に関すること)		33	8.7%
9 資源・環境に関すること		0	0.0%
小計(資源・環境に関すること)		0	0.0%
10 その他		1	0.3%
小計(その他)		1	0.3%
計		380	100%

(表 3) 平成28年度立入検査 指摘事項 (具体例)

項目	指 摘 事 項
1 資格に関すること	
①水道技術管理者	
水道法第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、 ・水質検査の一部となる水に注入される薬品について、納品時には計量証明書等を納品業者より受け取っていたが、当該書類を水道技術管理者が確認していなかった ・健康診断の結果を水道技術管理者が確認していなかった ・水道法施行規則第15条第1項第1号イに定める水質検査の一部について、当該書類を水道技術管理者が確認していなかった ため、各書類に水道技術管理者の押印欄を設けるなど、水道技術管理者が従事・監督していることを明確にすること。	蓮田市水道事業
水道法第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、 ・施設検査について、定期的に施設の検査を行っていたが、点検結果を水道技術管理者が確認していなかった ・次亜塩素酸ナトリウムについて、納品時には計量証明書等を納品業者より受け取っていたが、当該書類を水道技術管理者が確認していなかった ため、各書類に水道技術管理者の押印欄を設けるなど、水道技術管理者が従事・監督していることを明確にすること。	春日部市水道事業
水道法第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、 ・次亜塩素酸ナトリウムについて、納品時には計量証明書等を納品業者より受け取っていたが、当該書類を水道技術管理者が確認していなかった ・毎日の水質検査結果を水道技術管理者が確認していなかった ため、各書類に水道技術管理者の押印欄を設けるなど、水道技術管理者が従事・監督していることを明確にすること。	ふじみ野市水道事業
水道法第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者は、当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、施設検査について、定期的に施設の検査を行っていたが、点検結果の一部について水道技術管理者の監督状況が明確になっていないことから、今後は、水道技術管理者の押印欄を設けるなど、監督していることを明確にすること。	気仙沼市水道事業
水道法第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者は、当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、水に注入される薬品の納入時における薬品基準への適合性について、水道技術管理者の補助者の確認が行われていたが、水道技術管理者の確認が行われていなかったため、押印欄を設けるなど、従事・監督していることを明確にすること。	宮崎市水道事業

項目	指 摘 事 項
	水道法第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、水道施設工事竣工時の施設検査の書類において、水道技術管理者の監督状況が明確になっていなかったため、検査結果等に水道技術管理者の押印欄を設けるなど、従事・監督していることを明確にすること。 新発田市水道事業
	水道法第31条において準用する第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道用水供給事業は、 ・水質検査結果の水道技術管理者の確認が不明確であった ・薬品納入時の水道技術管理者の確認が不明確であった ため、各書類に水道技術管理者の押印欄を設けるなど、水道技術管理者が従事・監督していることを明確にすること。 仙南・仙塩 広域水道用 水供給事業
	水道法第31条において準用する第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道用水供給事業は、薬品納入時の水道技術管理者の確認が不明確であったため、各書類に水道技術管理者の押印欄を設けるなど、水道技術管理者が従事・監督していることを明確にすること。 岩沼市水道事業
	水道法第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、 ・次亜塩素酸ナトリウムの納品時の分析報告書等 ・浄水場等において業務に従事している受託者の健康診断結果 において、水道技術管理者の従事・監督状況が明確になっていなかったため、各書類に水道技術管理者の押印欄を設けるなど、水道技術管理者が従事・監督していることを明確にすること。 静岡市水道事業、沼田市水道事業
	水道法第31条において準用する第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道用水供給事業は、浄水池等の清掃に従事している作業員の健康診断の結果を水道技術管理者が確認していなかったため、書類に水道技術管理者の押印欄を設けるなど、水道技術管理者が従事・監督していることを明確にすること。 京都府水道用水供給事業
	水道法第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、施設検査について、定期的に施設の検査を行い、点検結果を水道技術管理者が確認しているが、書類に水道技術管理者の押印欄がなく監督状況が不明確であったため、各書類に水道技術管理者の押印欄を設けるなど、水道技術管理者が従事・監督していることを明確にすること。 小田原市水道事業

項目	指 摘 事 項
	水道法第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、 ・施設検査について、定期的に施設の検査を行っていたが、点検結果を水道技術管理者が確認していなかった ・健康診断について、配水池の清掃に従事している作業員の診断結果を水道技術管理者が確認していなかった ・次亜塩素酸ナトリウムについて、納品時には計量証明書等を納品業者より受け取っていたが、当該書類を水道技術管理者が確認していなかった ため、各書類に水道技術管理者の押印欄を設けるなど、水道技術管理者が従事・監督していることを明確にすること。
	水道法第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、 ・薬品納入時に水道技術管理者が確認していなかった ・施設検査について、定期的に施設の検査を行っていたが、点検結果を水道技術管理者が確認していなかった ・健康診断の結果を水道技術管理者が確認していなかった ため、今後は確認を行うとともに、水道技術管理者の押印欄を設けるなど、その業務を監督していることを明確にすること。
	水道法第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、 ・施設検査について、定期的に施設の検査を行っていたが、点検結果を水道技術管理者が確認していなかった ・次亜塩素酸ナトリウムについて、納品時には計量証明書等を納品業者より受け取っていたが、当該書類を水道技術管理者が確認していなかった ため、各書類に水道技術管理者の押印欄を設けるなど、水道技術管理者が従事・監督していることを明確にすること。
	水道法第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、一部の事務について、水道技術管理者の補助者の確認は行われていたが、水道技術管理者の確認が行われていなかったため、押印欄を設けるなど、従事・監督していることを明確にすること。
	水道法第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、 ・次亜塩素酸ナトリウムの納品時に基準に適合しているかを確認していなかった ・施設検査について、点検結果を水道技術管理者が確認していなかった ため、今後は確認を行うとともに、水道技術管理者の押印欄を設けるなど、その業務を監督していることを明確にすること。
	浄水場において業務に従事する委託業者が受診した健康診断について、診断結果書の整理はされていたが、水道技術管理者の監督状況が明確になっていないことから、今後は、診断結果書に水道技術管理者の押印欄を設けるなど、監督していることを明確にすること。

項目	指 摘 事 項
	水道法第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、浄水場において業務に従事する委託業者の健康診断の結果を水道技術管理者が確認していなかったため、書類に水道技術管理者の押印欄を設けるなど、水道技術管理者が従事・監督していることを明確にすること。 丸亀市水道事業
	水道法第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、次亜塩素酸ナトリウムについて、納品時には計量証明書等を納品業者より受け取っていたが、当該書類を水道技術管理者が確認していなかったため、書類に水道技術管理者の押印欄を設けるなど、水道技術管理者が従事・監督していることを明確にすること。 桜井市水道事業
	水道法第31条において準用する第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、施設検査について定期的に実施しているものの、水管橋や添架管等の管路の定期的な検査については行っていないため、その他の施設と同様に適切な頻度で検査を実施すること。 桜井市水道事業
	水道法第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、施設検査について、定期的に施設の検査を行っていたが、点検結果の水道技術管理者の確認が不明確であったため、各書類に水道技術管理者の押印欄を設けるなど、水道技術管理者が従事・監督していることを明確にすること。 山陽小野田市水道事業
	水道法第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、施設検査について点検結果を水道技術管理者が確認していなかったため、今後は確認を行うとともに、水道技術管理者の押印欄を設けるなど、その業務を監督していることを明確にすること。 下関市水道事業
②布設工事監督者	
	水道法第12条第1項の規定に基づき、水道の布設工事を自ら施行する場合においては、その職員を指名し、その工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならないが、貴水道事業は、配水池（No. 1～No. 6）耐震補強工事において、職員に対して布設工事監督者としての指名を行っていないため、すべての布設工事において指名を行うこと。 蓮田市水道事業
	布設工事以外の工事の監督者について、貴水道事業は、資格を有しない者を指名している事例が見受けられたため、資格を有する者を指名し監督業務を行わせること。 蓮田市水道事業
	水道法第12条第1項の規定に基づき、水道の布設工事を自ら施行する場合においては、その職員を指名し、その工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならないが、貴水道事業は、配水池の耐震・防水工事において、職員に対して布設工事監督者としての指名を行っていないため、すべての布設工事において指名を行うこと。 春日部市水道事業

項目	指 摘 事 項	
	水道の布設工事では施行に関する技術上の監督業務を布設工事監督者の資格を有する者に行わせることとしているが、貴水道事業はこの資格を有する職員を把握していないため、把握に努めること。	春日部市水道事業
	布設工事以外の工事の監督者について、貴水道用水供給事業は、資格を有しない者を指名している事例が見受けられたため、資格を有する者を指名し監督業務を行わせること。	島根県水道用水供給事業
2 認可等に関すること		
①認可 水道法第10条第1項の規定により、水道事業者は、浄水処理方法を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならないが、貴水道事業においては浄水処理方法の変更を行ったにもかかわらず、適切な時期に届出がなされていなかったため、今後対象施設の浄水処理方法を変更しようとするときは、適切に届出を行うこと。 新潟市水道事業 分水は、水道法上の責任の所在が不明確であり、分水の受水者への安全かつ安定的な水の供給が法的に担保されていないため、法的位置付けが可能な形で整理できるよう、関係水道事業者との協議を進め、分水状態の解消に向け計画的に取り組むこと 三浦市水道事業、桐生市水道事業、ふじみ野市水道事業、四日市市上水道事業、新潟市水道事業、周南市水道事業		
②各種届出 水道法第13条第1項の規定により、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならないが、貴水道事業は、耐震補強工事を行った配水池を使用して給水することについて届出をしていなかったため、今後、対象施設の給水を開始しようとするときは、適切に届出を行うこと。 蓮田市水道事業 水道法第14条第5項の規定により、供給規程に定められた事項のうち料金を変更したときは、厚生労働大臣に届け出なければならないが、貴水道事業は消費税に相当する額に関する給水条例の記載を変更しているにもかかわらず、届け出がなされていなかったため、早急に届け出ること。 桐生市水道事業 貴水道事業は、平成27年10月5日に代表者が変更になった時に記載事項変更届を事実発生日から遅れて届け出ていたため、今後は速やかに届け出ること 茨城県南水道企業団水道事業 貴水道事業は、平成28年3月に代表者が変更になった時に記載事項変更届を事実発生日から遅れて届け出ていたため、今後は速やかに届け出ること 日向市水道事業		

項目	指 摘 事 項
	水道法第13条第1項の規定により、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならないが、貴水道事業は、適切な時期に届出をしていなかったため、今後、対象施設の給水を開始しようとするときは、適切に届出を行うこと。 新潟市水道事業
	水道法第13条第1項の規定により、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならないが、貴水道事業は、平成26年2月に給水開始した導水施設について、適切な時期に届出をしていなかったため、今後、対象施設の給水を開始しようとするときは、適切に届出を行うこと。 新発田市水道事業
	貴水道用水供給事業は、平成17年11月に代表者が変更になった時に記載事項変更届を事実発生日から遅れて届け出ていたため、今後は速やかに届け出ること 仙南・仙塩 広域水道用水供給事業
	貴水道事業は、平成26年6月に代表者が変更になった時に記載事項変更届を事実発生日から遅れて届け出ていたため、今後は速やかに届け出ること 岩沼市水道事業
	水道法第14条第5項の規定により、供給規程に定められた事項のうち、料金を変更したときは、厚生労働大臣に届け出なければならないが、貴水道事業は、消費税に相当する額を給水条例で変更しているにもかかわらず、適切な時期に届け出がなされていなかったため、今後変更する場合は適切な時期に届け出ること。 静岡市水道事業、明石市水道事業、和歌山市水道事業、桜井市水道事業、春日那珂川水道企業団水道事業
	水道法第13条第1項の規定により、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならないが、貴水道事業は、平成26年に整備工事を行った紫外線照射装置を使用して給水することについて届出をしていなかったため、今後、対象施設の給水を開始しようとするときは、適切に届出を行うこと。 沼津市水道事業
	水道法第7条第3項の規定により、水道事業経営の認可の申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないが、貴水道事業は平成23年4月に代表者である市長が交代した際に、その届出を行っていなかったため、早急に届け出ること。 津市水道事業
	水道法第24条の3第2項の規定により、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を委託した場合において、業務を委託したときは、遅滞なく、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならないが、貴水道事業は、適切な時期に届け出がなされていなかったため、今後同様の委託を実施する場合は、速やかに届け出ること。 津市水道事業

項目	指 摘 事 項
	水道法第27条第3項の規定により、水道事業経営の認可の申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないが、貴水道用水供給事業は代表者である企業長が交代した際に、その届出を行っていないかったため、早急に届け出ること。 岡山県広域水道企業団水道用水供給事業
	水道法第13条第1項の規定により、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならないが、貴水道事業は、新設した紫外線照射設備を使用して給水することについて届出をしていなかったため、今後、対象施設の給水を開始しようとするときは、適切に届出を行うこと。 三原市水道事業
	水道法第13条第1項の規定により、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならないが、貴水道事業は、鳴門市浄水場の新たな取水施設によって平成28年1月に給水開始したにも関わらず、適切な時期に水質検査及び届出がなされていないかったため、今後、対象施設の給水を開始しようとするときは、適切な時期に水質検査及び届出を行うこと。 鳴門市水道事業
	水道法第13条第1項の規定により、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出て、かつ、厚生労働省令の定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなくてはならないが、貴水道事業においては、該当する工事を実施したにも関わらず、届出をしていなかったため、早急に給水開始前届を提出すること。また、施設検査について、実施した事実が確認できなかったため、今後同様の布設工事を実施した場合は、確実に施設検査を実施すること。 岩国市水道事業
	水道法第13条第1項の規定により、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならないが、貴水道事業は、導水管布設工事を実施し給水開始したにも関わらず適切な時期に届出が給水開始前に行われておらず、施設検査も給水開始後に実施されていたため、今後、対象施設の給水を開始しようとするときは、適切な時期に届出及び施設検査を行うこと。 周南市水道事業
	水道法第14条第5項の規定により、供給規程に定められた事項のうち、料金を変更したときは、厚生労働大臣に届け出なければならないが、貴水道事業は、消費税に相当する額に関する給水条例の記載を変更しているにも関わらず、届け出がなされていないかったため、早急に届け出ること。 高砂市水道事業、大川市水道事業
	貴水道事業は、平成26年4月に代表者が変更になった時に記載事項変更届を事実発生日から遅れて届け出ていたため、今後は速やかに届け出ること 橋本市水道事業
	水道法第7条第3項の規定により、水道事業経営の認可の申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないが、貴水道事業は平成26年8月に代表者である市長が交代した際に、その届出を行っていないかったため、早急に届け出ること。 和歌山市水道事業
	貴水道事業は、平成25年4月24日に代表者が変更になった時に記載事項変更届を事実発生日から遅れて届け出ていたため、今後は速やかに届け出ること 丸亀市水道事業

項目	指 摘 事 項										
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="277 241 1278 376">貴水道事業は、平成28年4月1日に水道事務所の所在地が変更になった時に記載事項変更届を事実発生日から遅れて届け出ていたため、今後は速やかに届け出ること。</td><td data-bbox="1278 241 1437 376">丸亀市水道事業</td></tr> <tr> <td data-bbox="277 376 1278 633">水道法第13条第1項の規定により、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その施設を使用して給水を開始しようとする場合には、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出て、かつ、厚生労働省令で定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなくてはならないが、貴水道事業においては、対象施設の工事に伴う給水開始前の水質検査及び施設検査は行っていたものの、適切な時期に届出がなされていなかったため、今後同様の工事を実施する場合は、速やかに届け出ること。</td><td data-bbox="1278 376 1437 633">丸亀市水道事業</td></tr> <tr> <td data-bbox="277 633 1278 757">貴水道事業は、平成28年9月5日に代表者が変更になった時に記載事項変更届を事実発生日から遅れて届け出ていたため、今後は速やかに届け出ること</td><td data-bbox="1278 633 1437 757">香川県水道用水供給事業</td></tr> </table>	貴水道事業は、平成28年4月1日に水道事務所の所在地が変更になった時に記載事項変更届を事実発生日から遅れて届け出ていたため、今後は速やかに届け出ること。	丸亀市水道事業	水道法第13条第1項の規定により、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その施設を使用して給水を開始しようとする場合には、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出て、かつ、厚生労働省令で定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなくてはならないが、貴水道事業においては、対象施設の工事に伴う給水開始前の水質検査及び施設検査は行っていたものの、適切な時期に届出がなされていなかったため、今後同様の工事を実施する場合は、速やかに届け出ること。	丸亀市水道事業	貴水道事業は、平成28年9月5日に代表者が変更になった時に記載事項変更届を事実発生日から遅れて届け出ていたため、今後は速やかに届け出ること	香川県水道用水供給事業				
貴水道事業は、平成28年4月1日に水道事務所の所在地が変更になった時に記載事項変更届を事実発生日から遅れて届け出ていたため、今後は速やかに届け出ること。	丸亀市水道事業										
水道法第13条第1項の規定により、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その施設を使用して給水を開始しようとする場合には、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出て、かつ、厚生労働省令で定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなくてはならないが、貴水道事業においては、対象施設の工事に伴う給水開始前の水質検査及び施設検査は行っていたものの、適切な時期に届出がなされていなかったため、今後同様の工事を実施する場合は、速やかに届け出ること。	丸亀市水道事業										
貴水道事業は、平成28年9月5日に代表者が変更になった時に記載事項変更届を事実発生日から遅れて届け出ていたため、今後は速やかに届け出ること	香川県水道用水供給事業										
	③給水開始前検査 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="277 824 1278 943">給水開始前検査の実施に際し、検査内容（水圧試験、水質試験等を含む）を明記するなど、検査に関する規則を整備すること。</td><td data-bbox="1278 824 1437 943">四日市市上水道事業</td></tr> <tr> <td data-bbox="277 943 1278 1238">水道法第13条第1項の規定により、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その施設を使用して給水を開始しようとする場合には、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出て、かつ、厚生労働省令の定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなければならないが、貴水道事業においては、平成26年2月に整備を完了している粉末活性炭処理施設について、当該施設を使用して給水を開始していないものの、対象施設の工事に伴う給水開始前の水質検査及び施設検査を実施していなかったため、実施するとともに適切な時期に届け出ること。</td><td data-bbox="1278 943 1437 1238">津市水道事業</td></tr> <tr> <td data-bbox="277 1238 1278 1391">道路に埋設される水道管について、ビニールその他耐久性を有するテープを巻き付ける等により、その名称、管理者、埋設の年を明示することとされているが、貴水道事業は明示していなかったため、今後は明示すること。</td><td data-bbox="1278 1238 1437 1391">鳥栖市水道事業</td></tr> <tr> <td data-bbox="277 1391 1278 1532">配水池を除く配水施設及び給水装置の新設、増設、改造の場合においても、給水開始前検査に準じて、必要な検査を行い、工事完了後の確認を確実にを行うとともに、記録管理に努めること。</td><td data-bbox="1278 1391 1437 1532">下関市水道事業</td></tr> <tr> <td data-bbox="277 1532 1278 1852">水道法第13条第1項の規定により、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その施設を使用して給水を開始しようとする場合には、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出て、かつ、厚生労働省令で定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなくてはならないが、貴水道事業においては、埋金取水場取水施設改修工事に伴う給水開始前の水質検査を適切な時期に実施していない工事があったため、今後対象施設の給水を開始しようとするときは、適切な時期に水質検査を行うこと。また、該当する工事を実施したにも関わらず、届出をしていなかったため、早急に給水開始前届を提出すること。</td><td data-bbox="1278 1532 1437 1852">春日那珂川水道企業団水道事業</td></tr> </table>	給水開始前検査の実施に際し、検査内容（水圧試験、水質試験等を含む）を明記するなど、検査に関する規則を整備すること。	四日市市上水道事業	水道法第13条第1項の規定により、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その施設を使用して給水を開始しようとする場合には、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出て、かつ、厚生労働省令の定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなければならないが、貴水道事業においては、平成26年2月に整備を完了している粉末活性炭処理施設について、当該施設を使用して給水を開始していないものの、対象施設の工事に伴う給水開始前の水質検査及び施設検査を実施していなかったため、実施するとともに適切な時期に届け出ること。	津市水道事業	道路に埋設される水道管について、ビニールその他耐久性を有するテープを巻き付ける等により、その名称、管理者、埋設の年を明示することとされているが、貴水道事業は明示していなかったため、今後は明示すること。	鳥栖市水道事業	配水池を除く配水施設及び給水装置の新設、増設、改造の場合においても、給水開始前検査に準じて、必要な検査を行い、工事完了後の確認を確実にを行うとともに、記録管理に努めること。	下関市水道事業	水道法第13条第1項の規定により、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その施設を使用して給水を開始しようとする場合には、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出て、かつ、厚生労働省令で定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなくてはならないが、貴水道事業においては、埋金取水場取水施設改修工事に伴う給水開始前の水質検査を適切な時期に実施していない工事があったため、今後対象施設の給水を開始しようとするときは、適切な時期に水質検査を行うこと。また、該当する工事を実施したにも関わらず、届出をしていなかったため、早急に給水開始前届を提出すること。	春日那珂川水道企業団水道事業
給水開始前検査の実施に際し、検査内容（水圧試験、水質試験等を含む）を明記するなど、検査に関する規則を整備すること。	四日市市上水道事業										
水道法第13条第1項の規定により、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その施設を使用して給水を開始しようとする場合には、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出て、かつ、厚生労働省令の定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなければならないが、貴水道事業においては、平成26年2月に整備を完了している粉末活性炭処理施設について、当該施設を使用して給水を開始していないものの、対象施設の工事に伴う給水開始前の水質検査及び施設検査を実施していなかったため、実施するとともに適切な時期に届け出ること。	津市水道事業										
道路に埋設される水道管について、ビニールその他耐久性を有するテープを巻き付ける等により、その名称、管理者、埋設の年を明示することとされているが、貴水道事業は明示していなかったため、今後は明示すること。	鳥栖市水道事業										
配水池を除く配水施設及び給水装置の新設、増設、改造の場合においても、給水開始前検査に準じて、必要な検査を行い、工事完了後の確認を確実にを行うとともに、記録管理に努めること。	下関市水道事業										
水道法第13条第1項の規定により、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その施設を使用して給水を開始しようとする場合には、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出て、かつ、厚生労働省令で定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなくてはならないが、貴水道事業においては、埋金取水場取水施設改修工事に伴う給水開始前の水質検査を適切な時期に実施していない工事があったため、今後対象施設の給水を開始しようとするときは、適切な時期に水質検査を行うこと。また、該当する工事を実施したにも関わらず、届出をしていなかったため、早急に給水開始前届を提出すること。	春日那珂川水道企業団水道事業										

項目	指 摘 事 項	
	水道法第13条第1項の規定により、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その施設を使用して給水を開始しようとする場合には、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出て、かつ、厚生労働省令で定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなくてはならないが、貴水道事業においては、炭焼第2配水池耐震補強工事に伴う給水開始前の水質検査及び施設検査は行っていたものの、適切な時期に届出がなされていなかったため、今後同様の工事を実施する場合は、速やかに届け出ること。	春日那珂川水道企業団水道事業
3 水道施設管理に関すること		
①耐震化、アセットマネジメント		
	水道施設の耐震化について、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めることとされているが、貴水道事業は、基幹管路及び施設の耐震化計画が未策定であるため、速やかに耐震化計画を策定し、耐震化を推進すること。	三浦市水道事業、ふじみ野市水道事業、気仙沼市水道事業、日向市水道事業、三原市水道事業、橋本市水道事業、和歌山市水道事業
	水道施設の耐震化について、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めることとされているが、貴水道事業は、基幹管路の耐震化計画が未策定であるため、速やかに耐震化計画を策定し、耐震化を推進すること。	桐生市水道事業
	耐震性能が特に低い石綿セメント管については、基幹管路として布設されているものを中心にできるだけ早期に適切な耐震性能を有する管種、継手への転換を進めるとともに、今後遅くとも概ね平成30年度までに転換を完了するよう努めることとされているが、貴水道事業においては石綿セメント管の更新計画が定められておらず、その更新が滞っている状況にあるため、更新に向けた検討を速やかに行い、更新を行うよう努めること。	春日部市水道事業
	水道施設の耐震化について、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めることとされているが、貴水道事業は、老朽管の更新計画及び施設・基幹管路の耐震化計画が未策定であるため、速やかに耐震化計画を策定し、耐震化を推進すること。	茨城県南水道企業団水道事業
	水道施設の耐震化について、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めることとされているが、貴水道事業は、施設の耐震化計画が未策定であるため、速やかに耐震化計画を策定し、耐震化を推進すること。	桑名市上水道事業、出雲市水道事業、鹿児島市水道事業、高砂市水道事業、佐賀市水道事業

項目	指 摘 事 項
	水道施設の耐震化について、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めることとされているが、貴水道事業は、基幹管路の耐震化計画が未策定であり、また、更新優先度を定めた基幹管路以外の更新計画において重要施設に対する耐震化計画が定められておらず、重要施設の指定についても不十分であるため、速やかに基幹管路に対する耐震化計画の策定とその他管路の更新計画の内容を充実し、計画的に耐震化を推進すること。 新発田市水道事業 水道施設の耐震化について、貴水道用水供給事業はアセットマネジメントの実施、長期ビジョンの策定と関連させながらの取り組みを行っているものの、計画の策定途中であるため、これら他の計画と連携させた実効性のある耐震化計画を速やかに策定すること。また、策定後には速やかに利用者に対する情報提供を行うこと。 岡山県西南水道企業団水道用水供給事業 重要給水施設管路について、災害時に重要な拠点となる病院、診療所、介護や援助が必要な災害時要援護者の避難拠点など、人命の安全確保を図るために給水優先度が特に高いものとして地域防災計画等へ位置付けられている施設へ配水する管路については、優先的に耐震化を進めるようお願いしているところであるが、貴水道事業は、一部の地域において計画的に耐震化を進めているもののその他地域の計画が未策定であったため、早急に策定し、計画的・優先的に耐震化に取り組むこと。 下関市水道事業 水道施設の耐震化について、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めることとされているが、貴水道事業は、基幹管路の耐震化計画が未策定であるため、速やかに耐震化計画を策定し、耐震化を推進すること。 大川市水道事業 アセットマネジメントについて、できるだけ速やかに実施し、安定した事業運営に努めること。 島根県水道用水供給事業、鳥栖市水道事業、佐賀市水道事業
	②鉛製給水管 鉛製給水管について、布設替計画を策定し、計画的に鉛製給水管の布設替を進めることとされているが、貴水道事業は、布設替計画が未策定であるため、速やかに策定し、鉛給水管の布設替えを推進すること。また、当該水道使用者（所有者）に対し、早期布設替えの必要性和布設替えまでの間の注意事項（開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を定期的に個別に周知することとされているが、貴水道事業は、個別の周知を定期的に行っていないため、適切に対応すること。 三浦市水道事業、桐生市水道事業、ふじみ野市水道事業 鉛製給水管について、布設替計画を策定し、計画的に鉛製給水管の布設替を進めるとともに、当該水道使用者（所有者）に対し、早期布設替えの必要性和布設替えまでの間の注意事項（開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を定期的に個別に周知することとされているが、貴水道事業は、全体としての広報は行っているものの、個別の周知を定期的に行っていないため、適切に対応すること 茨城県南水道企業団水道事業

項目	指 摘 事 項	
	鉛製給水管について、布設替計画を策定し、計画的に鉛製給水管の布設替を進めるとともに、当該水道使用者（所有者）に対し、早期布設替えの必要性和布設替えまでの間の注意事項(開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること)を定期的に個別に周知することとされているが、貴水道事業は、個別の周知を定期的に行っていないため、適切に対応すること。	弘前市水道事業、日向市水道事業、宮崎市水道事業、新潟市水道事業、岩沼市水道事業、静岡市水道事業、津市水道事業、岐阜市水道事業、岩国市水道事業、高砂市水道事業、橋本市水道事業、和歌山市水道事業、丸亀市水道事業、山陽小野田市水道事業、羽曳野市水道事業、春日那珂川水道企業団水道事業
	鉛製給水管について、布設替計画を策定し、計画的に鉛製給水管の布設替を進めるとされているが、貴水道事業は、布設替計画が未策定であるため、速やかに策定し、鉛給水管の布設替えを推進すること。	桑名市上水道事業、気仙沼市水道事業、津市水道事業、岩国市水道事業、高砂市水道事業、橋本市水道事業、丸亀市水道事業、山陽小野田市水道事業、春日那珂川水道企業団水道事業
	鉛製給水管について、当該水道使用者（所有者）に対し、早期布設替えの必要性和布設替えまでの間の注意事項(開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること)を定期的に個別に周知することとされているが、貴水道事業は、個別の周知を定期的に行っていないため、適切に対応すること。	桑名市上水道事業

項目	指 摘 事 項
	鉛製給水管について、布設替計画を策定し、計画的に鉛製給水管の布設替を進めるとともに、当該水道使用者（所有者）に対し、早期布設替えの必要性和布設替えまでの間の注意事項（開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を定期的に個別に周知することとされているが、貴水道事業は、計画が策定されており、個別の周知も行われていたが、その後、定期的な周知がなされていなかったため、適切に実施すること。
	鉛製給水管について、布設替計画を策定し、計画的に鉛製給水管の布設替を進めるとともに、当該水道使用者（所有者）に対し、早期布設替えの必要性和布設替えまでの間の注意事項（開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を定期的に個別に周知することとされているが、貴水道事業は、毎年一定件数の布設替えを実施しているが、布設替計画が未策定であるため、速やかに策定し、鉛給水管の布設替えを計画的に推進すること。
	鉛製給水管について、当該水道使用者（所有者）に対し、早期布設替えの必要性和布設替えまでの間の注意事項（開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を定期的に個別に周知することとされているが、貴水道事業は、ホームページ等で広報は行っているものの、個別の周知を定期的に行っていないため、適切に対応すること。
	鉛製給水管について、布設替計画を策定し、計画的に鉛製給水管の布設替を進めるとともに、当該水道使用者（所有者）に対し、早期布設替えの必要性和布設替えまでの間の注意事項（開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を定期的に個別に周知することとされているが、貴水道事業は、平成27年度まで解消計画に基づき、計画的に布設替を行ってきたが、残存している鉛製給水管について、布設替計画が未策定であるため、速やかに策定し、鉛給水管の布設替えを推進すること。
	残存している鉛製給水管について、布設替計画を策定し、計画的に鉛製給水管の布設替を進めるとともに、当該水道使用者（所有者）に対し、早期布設替えの必要性和布設替えまでの間の注意事項（開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を定期的に個別に周知することとされているが、貴水道事業は、個別の周知を定期的に行っていないため、適切に対応すること。
	鉛製給水管について、pH調整の実施に努めることとされているが、一部必要な対応が行われていないため、改善に努めること。
	鉛製給水管について、布設替計画を策定し、計画的に鉛製給水管の布設替を進めるとともに、当該水道使用者（所有者）に対し、早期布設替えの必要性和布設替えまでの間の注意事項（開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を定期的に個別に周知することとされているが、貴水道事業は、全体としての広報や工事対象範囲の使用者には周知を行っているものの、個別の周知を定期的に行っていないため、適切に対応すること。
	鉛製給水管について、布設替え計画を策定し、計画的に鉛製給水管の布設替えを進めるとともに、当該水道使用者（所有者）に対し、早期布設替えの必要性和布設替えまでの間の注意事項（開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を定期的に個別に周知することとされているが、貴水道事業は、宅地部における鉛製給水管の使用件数を把握しておらず、個別の周知を行っていないため、適切に実施すること。
③水道施設管理（その他）	

項目	指 摘 事 項
	水道施設の技術的基準を定める省令第1条第1号において、浄水は所要の水压で連続して給水することとしているが、貴水道事業は、配水管末で適正水压が確保されているか確認していないことから、適切な方法で定期的に確認すること。 蓮田市水道事業
	施設検査について、定期的に水道施設の検査を行うことによって、事故、異状状態等の早期発見に努め、水道施設の状況を把握しておくこととされているが、貴水道事業においては、点検記録が整備されていなかったため、点検項目を作成するとともに、記録を残すこと。 三浦市水道事業
	次亜塩素酸ナトリウムの薬品基準を遵守するため、適正な管理が求められており、購入時に次亜塩素酸ナトリウムの最大注入率を設定した上で、次亜塩素酸ナトリウムの納入時に付与される各評価項目の濃度等が仕様を満たしたのになっているか確認する必要があるが、貴水道事業は、必要な対応がなされていなかったため、使用する次亜塩素酸ナトリウムについて最大注入率を設定のうえ、薬品基準への適合を確認すること。 桐生市水道事業
	施設検査について、定期的に水道施設の検査を行うことによって、事故、異状状態等の早期発見に努め、水道施設の状況を把握しておくこととされているが、貴水道事業においては、電気計装・機械設備の一部について点検記録が残されていなかったため、点検項目を作成するとともに、記録を残すこと 桐生市水道事業
	次亜塩素酸ナトリウムの薬品基準を遵守するため、適正な管理が求められており、保管温度の管理及び購入時に次亜塩素酸ナトリウムの最大注入率を設定した上で、次亜塩素酸ナトリウムの納入時に付与される各評価項目の濃度等が仕様を満たしたのになっているか確認する必要があるが、貴水道事業は、適切な温度管理ができていなく、最大注入率の設定がされていないことから、次亜塩素酸ナトリウムの温度管理及び保管期間の適切な管理の徹底をはかると共に、購入時には最大注入率を設定のうえ、薬品基準への適合を確認すること。 春日部市水道事業
	次亜塩素酸ナトリウムの薬品基準を遵守するため、適正な管理が求められており、購入時に次亜塩素酸ナトリウムの最大注入率を設定した上で、次亜塩素酸ナトリウムの納入時に付与される各評価項目の濃度等が仕様を満たしたのになっているか確認する必要があるが、貴水道事業は、必要な対応がなされていなかったため、使用する次亜塩素酸ナトリウムについて最大注入率を設定のうえ、薬品基準への適合を確認すること。また、保管タンクを空調設備のない建屋に設置しており、保管状況の確認は行っているものの、温度計を設置しておらず、適切な温度管理ができない可能性があることから、適切な管理の徹底を図ること。 茨城県南水道企業団水道事業
	貴水道事業は、藤代配水場の浄化槽の点検をこれまで実施していないので、今後は適切に実施すること。 茨城県南水道企業団水道事業
	次亜塩素酸ナトリウムの適正な管理について、塩素酸の水質基準及び薬品基準を遵守するため、消毒用次亜塩素酸ナトリウムの適切な管理が求められ、保管時において、保管温度及び保管期間に配慮することとなっているが、貴水道事業は、温度計の設置が無く保管温度の管理がなされていないことから、適切な管理の徹底を図ること。 弘前市水道事業、香川県水道用水供給事業、大川市水道事業、春日那珂川水道企業団水道事業

項目	指 摘 事 項
	機械設備の一部について異状が認められるにも関わらず、軽微な異状であることを理由に積極的に修繕を行っていなかったため、適切に対応すること。 弘前市水道事業
	次亜塩素酸ナトリウムの適正な管理について、塩素酸の水質基準及び薬品基準を遵守するため、消毒用次亜塩素酸ナトリウムの適切な管理が求められ、保管時において、保管温度及び保管期間に配慮することとなっているが、貴水道事業は、必要な対応がされていなかったことから、適切な管理の徹底を図ること。 桑名市上水道事業、下関市水道事業
	施設検査について、定期的に水道施設の検査を行うことによって、事故、異状状態等の早期発見に努め、水道施設の状況を把握しておくこととされているが、貴水道事業においては、検査記録を整備し、異状があった場合の記録はされていたものの、異状がなかった場合には記録が無いため、全ての検査内容を記録し、定期的に検査をしていることを明確にすること。 四日市市上水道事業
	次亜塩素酸ナトリウムの薬品基準を遵守するため、適正な管理が求められており、購入時に次亜塩素酸ナトリウムの最大注入率を設定した上で、次亜塩素酸ナトリウムの納入時に付与される各評価項目の濃度等が仕様を満たしたものであるか確認する必要があるが、貴水道事業は、これらの事務を直接担う浄水場運転管理業務受託者がとりまとめた結果を確認しているものの、受託者との契約において、浄水処理に用いる次亜塩素酸ナトリウムが満たすべき仕様を規定していなかったため、改善すること。 宮崎市水道事業
	施設検査について、定期的に水道施設の検査を行うことによって、事故、異状状態等の早期発見に努め、水道施設の状況を把握しておくこととされているが、貴水道事業においては、土木施設の点検状況に関する記録がなかったため、その記録を行うこと。 宮崎市水道事業、常滑市水道事業、橋本市水道事業、羽曳野市水道事業
	次亜塩素酸ナトリウムの薬品基準を遵守するため、適正な管理が求められており、購入時に次亜塩素酸ナトリウムの最大注入率を設定した上で、次亜塩素酸ナトリウムの納入時に付与される各評価項目の濃度等が仕様を満たしたものであるか確認する必要があるが、貴水道用水供給事業は、必要な対応がなされていなかったため、使用する次亜塩素酸ナトリウムについて最大注入率を設定のうえ、薬品基準への適合を確認すること。 島根県水道用水供給事業
	施設検査について、定期的に水道施設の検査を行うことによって、事故、異状状態等の早期発見に努め、水道施設の状況を把握しておくこととされているが、貴水道用水供給事業においては、土木施設の一部について点検記録が整備されていなかったため、点検項目を作成するとともに、記録を残すこと。 島根県水道用水供給事業
	施設検査について、定期的に水道施設の検査を行うことによって、事故、異状状態等の早期発見に努め、水道施設の状況を把握しておくこととされているが、貴水道事業においては、土木施設の一部について点検記録が整備されていなかったため、点検項目を作成するとともに、記録を残すこと。 静岡市水道事業、和歌山市水道事業
	次亜塩素酸ナトリウムの薬品基準を遵守するため、適正な管理が求められており、購入時に次亜塩素酸ナトリウムの最大注入率を設定した上で、次亜塩素酸ナトリウムの納入時に付与される各評価項目の濃度等が仕様を満たしたものであるか確認する必要があるが、貴水道事業は、必要な対応がなされていなかったため、使用する次亜塩素酸ナトリウムについて最大注入率を設定のうえ、薬品基準への適合を確認すること。 沼津市水道事業、大川市水道事業

項目	指 摘 事 項
	施設検査について、定期的に水道施設の検査を行うことによって、事故、異常状態等の早期発見に努め、水道施設の状況を把握しておくこととされているが、貴水道事業においては、土木施設の点検記録が整備されていなかったため、点検リストなどの記録を作成し、水道技術管理者が点検実施状況を確認できる体制を構築すること。 沼津市水道事業
	施設点検について、定期的に水道施設の検査を行うことによって、事故、異常状態等の早期発見に努め、水道施設の状況を把握しておくこととされているが、貴水道用水供給事業は水道施設のうち土木施設において点検が行われていなかったため、点検項目等を作成した上で定期点検を行うこと及び点検実施項目の確認体制を構築すること。 岡山県西南水道企業団 水道用水供給事業
	施設検査について、定期的に水道施設の検査を行うことによって、事故、異常状態等の早期発見に努め、水道施設の状況を把握しておくこととされているが、貴水道事業においては、土木施設や電気計装・機械設備施設の一部について点検記録が整備されていなかったため、点検項目を作成するとともに、記録を残すこと。 高砂市水道事業
	次亜塩素酸ナトリウムの適正な管理について、塩素酸の水質基準及び薬品基準を遵守するため、保管時における保管温度及び保管期間に配慮すること。 丸亀市水道事業、桜井市水道事業

4 衛生管理に関すること

①衛生上の措置

水道法第22条及び同法施行規則第17条第1項第2号の規定により、浄水場等の施設には、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講じなければならないが、貴水道事業は、さくは設置されているものの、高さが低く、みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染される可能性があることから、汚染防止対策の徹底を図るため改善に努めること。	春日部市水道事業、弘前市水道事業
貴水道事業は、給水栓での残留塩素濃度の把握頻度を月1回としていたが、その妥当性が明確でなかったため、貴水道事業における需要者の使用形態等の諸条件を勘案し、適切な把握頻度のあり方を整理すること。	ふじみ野市水道事業
水道法第22条及び同法施行規則第17条第1項第2号の規定により、浄水場等の施設には、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講じなければならないが、貴水道事業は、一部の浄水場において門扉が開放されており、みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染される可能性があるため、通常は門扉を閉鎖するなど、警備を強化することにより、汚染防止対策の徹底を図ること。	新潟市水道事業
水道法第31条において準用する第22条及び同法施行規則第52条において準用する第17条第1項第2号の規定に基づき、浄水場等の施設には、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講じなければならないが、貴水道用水供給事業は、監視カメラを導入しているものの、日中は門扉が開放されており、みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染される可能性があるため、汚染防止対策の徹底を図ること。	仙南・仙塩広域水道用水供給事業

項目	指 摘 事 項
	水道事業者は、取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせい等の周辺は、常に十分な清掃を励行し、汚物等によって水が汚染されないよう留意するとともに、当該施設には柵を設け、施錠設備をする等のほか汚染防止のため一般の注意を喚起するに必要な標札、立札、掲示等を行うこととされているが、貴水道事業においては、一部の施設において、一般の注意を喚起するに必要な立入禁止表示等を設置していなかったため、設置すること。 岩沼市水道事業、沼津市水道事業
	水道法第22条及び同法施行規則第17条第1項第2号の規定に基づき、浄水場等の施設には、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講じなければならないが、貴水道用水供給事業は、監視カメラを導入しているものの、日中は門扉が開放されており、みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染される可能性があるため、汚染防止対策の徹底を図ること。 岩沼市水道事業
	水道法施行規則第17条第1項第3号に基づき、給水栓における水が遊離残留塩素0.1mg/l以上保持するように塩素消毒をすることになっているが、貴水道事業においては、一部の給水栓において、遊離残留塩素が0.1mg/lを下回ることが確認されているため、遊離残留塩素が0.1mg/lを確保できるよう対策を講じること。 津市水道事業
	水道事業者は、取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせい等の周辺は、常に十分な清掃を励行し、汚物等によって水が汚染されないよう留意するとともに、当該施設には柵を設け、施錠設備をする等のほか汚染防止のため一般の注意を喚起するに必要な標札、立札、掲示等を行うこととされているが、貴水道事業においては、一般の注意を喚起するに必要な立入禁止表示等を設置していない事例が見受けられたため、設置すること。 高砂市水道事業
	水道法第22条及び同法施行規則第17条第1項第1号及び第2号の規定により、取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染の防止を充分にするとともに、当該施設にはかぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講じなければならないが、貴水道事業は、浄水場において犬猫の侵入が確認されたことから、水が汚染される可能性がある状況と史料されるため、さく等を見直すなど、侵入防止対策を実施すること。 山陽小野田市水道事業
	水道施設の技術的基準を定める省令第5条第1項第5号ハの規定に基づき、消毒剤の注入設備には、予備設備が設けられていることとされているが、貴水道事業は予備設備が設けられていないため、設けること。 大川市水道事業
②健康診断	
	水道法第21条第1項の規定に基づく健康診断について、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、定期及び臨時の健康診断を行わなければならないとされているが、貴水道事業は、庁舎の清掃に従事する者の健康診断を行っていないため、水道施設の業務に従事しているすべての者について実施すること。 蓮田市水道事業
	水道法第21条第1項の規定に基づく健康診断について、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、定期及び臨時の健康診断を行わなければならないとされているが、貴水道事業は、配水池の清掃に従事している作業員の健康診断を行っていないため、今後は水道施設の業務に従事しているすべての者について健康診断を実施すること。 岐阜市水道事業

項目	指 摘 事 項
	水道法第21条第1項の規定に基づく健康診断について、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、定期及び臨時の健康診断を行わなければならないとされているが、貴水道事業は、配水施設の清掃に従事している作業員の健康診断を行っていないため、今後は水道施設の業務に従事しているすべての者について健康診断を実施すること。
	水道法第21条第1項の規定に基づく健康診断について、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、定期及び臨時の健康診断を行わなければならないとされているが、貴水道事業は、配水池等の清掃に従事している作業員の健康診断を行っていないため、今後は水道施設の業務に従事しているすべての者について健康診断を実施すること。

5 水質検査に関すること

①妥当性評価

水質検査方法の妥当性評価について、水道水質検査を実施する各検査機関は、日常的な検査を通じて得る結果が、当該水質検査の目的とする濃度レベルに適合していることを判断するための根拠として妥当性評価を行い、適切な水質管理に努めるようお願いしているところであるが、貴水道事業は、水質検査を委託している検査機関の妥当性評価の実施状況の確認をしていなかったため、その確認を行うこと。	茨城県南水道企業団水道事業、弘前市水道事業
水質検査方法の妥当性評価について、水道水質検査を実施する各検査機関は、日常的な検査を通じて得る結果が、当該水質検査の目的とする濃度レベルに適合していることを判断するための根拠として妥当性評価を行い、適切な水質管理に努めるようお願いしているところであるが、貴水道事業においては、妥当性評価は順次進めているものの、一部検査対象物について評価が未実施であるため、速やかに実施すること。	気仙沼市水道事業、静岡市水道事業、佐賀市水道事業
水質検査方法の妥当性評価について、水道水質検査を実施する各検査機関は、日常的な検査を通じて得る結果が、当該水質検査の目的とする濃度レベルに適合していることを判断するための根拠として妥当性評価を行い、適切な水質管理に努めるようお願いしているところであるが、貴水道用水供給事業においては、妥当性評価は順次進めているものの、一部検査対象物について評価が未実施であるため、速やかに実施すること。	京都府水道用水供給事業、鳥栖市水道事業
水質検査方法の妥当性評価について、水道水質検査を実施する各検査機関は、日常的な検査を通じて得る結果が、当該水質検査の目的とする濃度レベルに適合していることを判断するための根拠として妥当性評価を行い、適切な水質管理に努めるようお願いしているところであるが、貴水道事業では、水質検査機関に委託する部分についての妥当性評価の内容は確認していたものの、自己で検査する部分については行っていないため、速やかに実施すること。	高砂市水道事業
水質検査方法の妥当性評価について、水道水質検査を実施する各検査機関は、日常的な検査を通じて得る結果が、当該水質検査の目的とする濃度レベルに適合していることを判断するための根拠として妥当性評価を行い、適切な水質管理に努めるようお願いしているところであるが、貴水道事業の水質検査方法においては、妥当性評価ガイドラインに基づく確認が未実施であるため、速やかに実施すること。	橋本市水道事業

②水質検査計画

項目	指 摘 事 項
	水道法施行規則第15条第6項の規定に基づき策定された水質検査計画について、貴水道事業は、臨時の水質検査を行う項目、水質検査結果の評価に関する事項、水質検査計画の見直しに関する事項が未記載であったため、記載すること。 桐生市水道事業
	水道法施行規則第15条第6項の規定に基づき策定された水質検査計画について、貴水道事業は、水質検査計画の見直しに関する事項が未記載であったため、記載すること 茨城県南水道企業団水道事業
	水道法施行規則第15条第6項の規定に基づき策定された水質検査計画について、貴水道事業は、水質検査を委託する場合における委託の内容、水質検査結果の評価に関する事項、水質検査計画の見直しに関する事項が未記載であったため、記載すること。 桑名市上水道事業
	水道法施行規則第52条において準用する第15条第6項の規定に基づき策定された水質検査計画について、貴水道用水供給事業は、原水の水質検査に関する事項が未記載であったため、記載すること。 島根県水道用水供給事業
	水道法施行規則第15条第6項の規定により、毎事業年度の開始前に定期及び臨時の水質検査計画を策定し、第17条の2第1項の規定により、毎事業年度の開始前に水道の需要者に対し情報提供をしなければならないが、貴水道事業は、事業年度の開始後の4月に情報提供をしていたため、毎事業年度の開始前に情報提供すること。 岩沼市水道事業、沼津市水道事業、小田原市水道事業、常滑市水道事業、岩国市水道事業、高砂市水道事業、大川市水道事業
	水道法施行規則第15条第6項の規定に基づき策定された水質検査計画について、貴水道事業は、臨時の水質検査を行う項目に関する事項が未記載であったため、記載すること。 静岡市水道事業、羽曳野市水道事業、大川市水道事業、春日那珂川水道企業団水道事業
	水道法施行規則第15条第6項の規定に基づき策定された水質検査計画について、貴水道事業は、水質委託検査を委託する場合における当該委託の内容に関する事項が未記載であったため、記載すること。 沼津市水道事業
	水道法施行規則第52条において準用する第15条第6項の規定に基づき策定された水質検査計画について、貴水道用水供給事業は、臨時の水質検査を行う項目に関する事項が未記載であったため、記載すること。 京都府水道用水供給事業
	水道法施行規則第15条第6項の規定に基づき策定された水質検査計画について、貴水道事業は、汚染の要因や水質管理上優先すべき対象項目等の水質管理上の留意すべき事項が未記載であったため、記載すること。 小田原市水道事業

項目	指 摘 事 項	
	水道法施行規則第15条第6項の規定に基づき策定された水質検査計画について、貴水道事業は、同条第2項の検査（臨時の水質検査）に関する事項が未記載であったため、記載すること。	岐阜市水道事業
	水道法施行規則第15条第6項の規定に基づき策定された水質検査計画について、貴水道事業は、汚染の要因や水質管理上優先すべき対象項目等の水質管理上の留意すべき事項、水質検査を委託する場合における当該委託の内容、水質検査の精度及び信頼性保証に関する事項、原水の水質検査に関する事項が未記載であったため、記載すること。	常滑市水道事業
	水道法施行規則第52条において準用する第15条第6項の規定により、毎事業年度の開始前に定期及び臨時の水質検査計画を策定し、第17条の2第1項の規定により、毎事業年度の開始前に水道の需要者に対し情報提供をしなければならないが、貴水道用水供給事業は、事業年度の開始後の4月に情報提供をしていたため、毎事業年度の開始前に情報提供すること。	岡山県西南水道企業団水道用水供給事業
	水質検査について必要な回数は実施されているものの、水質検査計画と不整合を生じているため、見直しを行うこと。	周南市水道事業
	水道法施行規則第15条第6項の規定に基づき策定された水質検査計画について、貴水道事業は、水質検査の実施に際し配慮すべき事項として、水質検査結果の評価に関する事項、水質検査計画の見直しに関する事項、水質検査の精度及び信頼性保証に関する事項、関係者との連携に関する事項が未記載であったため、記載すること。	和歌山市水道事業
	水道法施行規則第15条第6項の規定に基づき策定された水質検査計画について、貴水道事業は、定期の水質検査の検査項目・採水場所・検査回数・その理由が未記載であったため、記載すること。	下関市水道事業
③採水地点		
	水質検査に供する水の採取場所について、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できるよう、配水管の末端等水が停滞しやすい場所を選定することが必要とされているが、貴水道事業は、採水場所の選定理由についての説明が不十分であったため、採水地点の選定について検討し、より適切な採取場所を選定すること。	蓮田市
	水道法施行規則第15条第1項第1号の水質検査に供する水の採取場所について、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できるよう、配水管の末端等水が停滞しやすい場所を選定することが必要とされているが、貴水道事業は、同号イの検査の採水地点が配水管の末端になっておらず、採水場所の選定理由が合理的でなかったため、より適切な場所を選定すること。	ふじみ野市
	水質検査に供する水の採取場所について、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できるよう、配水管の末端等水が停滞しやすい場所を選定することが必要とされているが、貴水道事業は、採水場所の選定理由が不明確であったため、採水場所について、適切な選定をすること。	岐阜市

項目	指 摘 事 項	
	水道法施行規則第15条第1項第2号の規定により、水質検査に供する水の採取の場所は、給水栓を原則とし、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定することが必要とされるが、貴水道事業では、同項第1号口の検査を行うべき51項目のうち42項目に関して、市内中心部の1か所のみでの実施のため採水地点がない配水区域があり、採水場所の選定理由についての説明が不十分であったため、採水地点の追加等について検討し、より適切な採取場所を選定すること。	鳴門市
	水質検査に供する水の採取場所について、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できるよう、配水管の末端等水が停滞しやすい場所を選定することが必要とされているが、貴水道事業は、採水場所の選定理由についての説明が不十分であったため、採水地点の選定について検討し、適切な採取場所を選定すること。	春日那珂川水道企業団
④水質検査（その他）		
	水道法施行規則第15条第8項第6号の規定に基づき、委託先の水質検査の実施状況を水質検査の結果の根拠となる書類又は調査その他の方法により確認することとされているが、貴水道事業は、水質検査の根拠となる書類等による確認をしていないため、委託契約書に水質検査の根拠となる書類に関する事項を記載し、水質検査の実施状況の確認を行うこと。	蓮田市水道事業、三浦市水道事業、ふじみ野市水道事業、弘前市水道事業、出雲市水道事業、小田原市水道事業、明石市水道事業、橋本市水道事業
	水道法施行規則第15条第8項第1号の規定に基づき、委託契約書には同号イからへまでに掲げる事項を記載しなければならないが、貴水道事業は、試料の採取又は運搬の方法に関する事項、水質検査の結果の根拠となる書類に関する事項が未記載であったため、記載すること	茨城県南水道企業団水道事業
	水道法施行規則第15条第8項第6号の規定に基づき、委託先の水質検査の実施状況を水質検査の結果の根拠となる書類又は調査その他の方法により確認することとされているが、貴水道事業は、水質検査の根拠となる書類等による確認をしていないため、委託契約書に水質検査の根拠となる書類に関する事項を記載し（通知に基づき、分析日時及び分析を実施した検査員（同条の2第5号に規定）の氏名を示した資料、検量線のクロマトグラム並びに濃度計算書を含める。）、水質検査の実施状況の確認を行うこと。	日向市水道事業
	水道法施行規則第54条において準用する第15条第8項第1号の規定に基づき、委託契約書には同号イからへまでに掲げる事項を記載しなければならないが、貴水道用水供給事業は、水質検査の結果の根拠となる書類に関する事項が未記載であったため、記載すること。	仙南・仙塩広域水道用水供給事業
	水道法施行規則第15条第8項第6号の規定に基づき、委託先の水質検査の実施状況を水質検査の結果の根拠となる書類又は調査その他の方法により確認することとされているが、貴水道事業は、委託契約書において、水質検査の結果の根拠となる書類として濃度計算書等の提出を明記しているものの、水質検査の実施状況を確認していなかったため、実施すること。	沼津市水道事業

項目	指 摘 事 項
	水道法施行規則第15条第8項第6号の規定に基づき、委託先の水質検査の実施状況を水質検査の結果の根拠となる書類又は調査その他の方法により確認することとされているが、貴水道事業は、委託契約書に水質検査の根拠となる書類に関する事項を記載しているものの、水質検査結果に疑義が生じた場合のみ、水質検査の根拠となる書類等の確認をしていたため、適切な頻度で水質検査の実施状況の確認を行うこと。 津市水道事業
	水道法施行規則第15条第8項第1号の規定に基づき、委託契約書には同号イからへまでに掲げる事項を記載しなければならないが、貴水道事業は、一部未記載であったため、記載すること。 鳴門市水道事業
	原水の水質検査について実施していなかったため実施すること。なお、他の水道事業から供給を受ける水のみを水源としており、水を供給する水道事業が水質検査を行う浄水の採水場所が、貴水道事業が行う原水の水質検査の採水場所と隣接していることから、双方が調整を図ることにより、水を供給する水道事業が行う浄水の水質検査を貴水道事業が行う水質検査として取り扱って差し支えない。 三浦市水道事業
	配水池を除く配水施設及び給水装置の新設、増設、改造の場合においても、給水開始前検査に準じて、必要な検査を行い、工事完了後の確認を確実に行うとともに、記録管理に努めること。 ふじみ野市水道事業
	水道法施行規則第15条第7項第2号の規定に基づき、「水質検査を行う項目については、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由」を水質検査計画に記載しなければならないが、貴水道事業は、ジェオスミン及び2-MIBについて、検査回数を「3箇月に1回」に減じている理由が記載されていなかったため、同条第1項第3号ロ等の関連規定を踏まえた上で、記載すること。 ふじみ野市水道事業
	水道法施行規則第15条第1項第1号ロに定める検査については、同規則第15条第1項第3号に定める回数を実施するよう定められているところであるが、貴水道事業は、一部の事項について必要な検査回数を実施していない事例が見受けられたため、今後は、規定に基づき、必要な検査回数実施すること。 弘前市水道事業
	水道法第20条第1項の規定により行う定期的水質検査については、同法施行規則第15条第1項第1号の規程に基づき、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査を1日1回以上行わなければならないが、貴水道事業は、市民モニターによる水質管理体制とし、検査結果については月に一度とりまとめた報告としており、異常時は連絡を受ける体制となっていたが、検査の実施状況を確認することができないため、日々の報告とするか連続計器による監視を併用する等により、検査結果が確認できる体制を検討すること。 新潟市水道事業
	すべての水源の原水について、水質が最も悪化していると考えられる時期を含んで、少なくとも毎年1回は定期的に全項目検査を実施することとされているが、貴水道事業では、水道用水供給事業から定期的に浄水の水質試験結果の共有を受けるなど、適切に原水の水質管理を実施すること。 津市水道事業
	水道法第20条第1項の規定により行う定期的水質検査については、同法施行規則第15条第1項第1号の規程に基づき、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査を1日1回以上行わなければならないが、貴水道事業は、一部を市民モニターによる水質管理体制とし、異常時に連絡を受ける体制となっており、契約図書に毎日の実施を課することが明確に記載されていなかったため、仕様書にこの旨の記載を追加するなどし、毎日の履行を担保する体制の確保を検討すること。 常滑市水道事業

項目	指 摘 事 項	
	水道法第20条第1項の規定により行う定期の水質検査については、同法施行規則第15条第1項第1号の規定に基づき、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査を1日1回以上行わなければならないが、貴水道事業は、祝日・祭日において色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査を行っていなかったため、祝日・祭日においても実施すること。	高砂市水道事業
6 水質管理に関すること		
①クリプトスポリジウム等対策		
	クリプトスポリジウム等の対策について、レベル1に分類される施設においては、3年に1回、井戸内部の撮影等により、ケーシング及びストレーナーの状況、堆物の状況等の点検を行うこととされているが、貴水道事業においては実施されていなかったため、適切に実施すること。	静岡市水道事業、小田原市水道事業、津市水道事業
	水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度に応じた対策として、レベル3の施設については、クリプトスポリジウム等の除去又は不活化のために必要な施設を整備中の期間においては、原水のクリプトスポリジウム等を3ヶ月に1回以上、指標菌を月1回以上検査することとされているが、貴水道事業は、クリプトスポリジウム等を月1回検査していたものの、指標菌の検査を実施していなかったため、適切に実施すること。	沼津市水道事業
	水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度に応じた対策として、レベル4の施設については、クリプトスポリジウム等の除去又は不活化のために必要な施設を整備中の期間においては、原水の指標菌を月1回以上検査することとされているが、貴水道用水供給事業は、当該頻度での検査を実施していなかったため、適切に実施すること。	京都府水道用水供給事業
	水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度に応じ対応措置を講じることとなっており、貴水道事業はその対応として紫外線照射設備を導入している。その場合、紫外線処理設備においては、紫外線強度計により常時紫外線強度を監視し、水量の95%以上に対して紫外線の照射量が常に10mj/cm2以上得られていることを確認することとされているが、貴水道事業は、紫外線照射量の監視が未実施であるため、監視を実施すること。	三原市水道事業
	クリプトスポリジウム等の対策について、貴水道事業は、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度がレベル3の施設について、平成30年度に施設を休止する予定とのことであるが、廃止までの期間、クリプトスポリジウム及び指標菌の検査回数を増やす等、監視体制を強化すること。	岩国市水道事業
7 危機管理対策に関すること		
①各種マニュアル		
	危機管理マニュアルについて、貴水道事業は、給水停止時の指揮命令系統が未記載であったため、マニュアルの内容の充実を図ること。	蓮田市水道事業、香川県水道用水供給事業

項目	指 摘 事 項
	水道水源における水質事故への対応について、緊急措置、応急給水、応急復旧等の諸活動を計画的かつ効率的に実施するための実働的なマニュアルを整備することとされているが、貴水道事業はマニュアルが整備されていなかったため、整備すること。 三浦市水道事業
	テロ対策について、応急復旧体制や応急給水体制も含めて緊急事態への対応体制を確立するとともに、これらについてのマニュアルの策定を行い、関係者への周知徹底、緊急事態対応の訓練等を通じた対応体制の強化を図ることとされているが、貴水道事業はマニュアルが未整備であったため、策定すること。 三浦市水道事業、茨城県南水道企業団水道事業、津市水道事業、佐賀市水道事業、丸亀市水道事業、下関市水道事業、大川市水道事業
	水道の地震対策について、地域の実情に即した地震防災の計画に地震防災応急対策の具体的内容を定めることとされているが、貴水道事業は、マニュアルが整備されていなかったため、策定すること。 三浦市水道事業
	地震、風水害等により停電が発生した場合の対応措置に関するマニュアルについて、電気事業者の意見を参考として、電力供給が停止するケースも想定したマニュアルを策定することとされているが、貴水道事業は、停電時のマニュアルを策定していなかったため、策定すること。 三浦市水道事業、茨城県南水道企業団水道事業、静岡市水道事業、津市水道事業、佐賀市水道事業
	クリプトスポリジウム等の対策について、感染症の発生を迅速に把握するとともに、応急対応が遅滞なく実施されるよう、都道府県、水道事業者、水道用水供給事業者等の関係者の間における連絡マニュアル・連絡網を予め策定しておくこととされているが、貴水道事業は、マニュアルを策定していなかったため、策定すること。 三浦市水道事業、津市水道事業
	各種危機管理マニュアルについて、緊急時における連絡体制として内部の体制は整備されているものの、緊急時における連絡先として厚生労働省水道課など外部への連絡体制の整備が不十分なので、連絡体制を整備し、マニュアルに記載すること。 桐生市水道事業
	危機管理訓練を実施した結果を踏まえて、各危機管理マニュアルを適切に見直すこと。 桐生市水道事業、春日部市水道事業、高砂市水道事業
	危機管理マニュアルについて、貴水道事業は、給水停止時の指揮命令系統、緊急時の連絡体制、基幹病院の一覧が未記載であったため、マニュアル内容の充実を図ること。 春日部市水道事業

項目	指 摘 事 項
	危機管理マニュアル（水質事故・テロ対策・停電時対策・濁水対策）について、貴水道事業はマニュアルを策定しているものの、災害・事故等を想定した内容に不備が散見されるため、内容の見直しを行うこと。 四日市市上水道事業
	地震、風水害等により停電が発生した場合の対応措置に関するマニュアルについて、電気事業者の意見を参考として、電力供給が停止するケースも想定したマニュアルを策定することとされているが、貴水道用水供給事業は、停電時のマニュアルを策定していなかったため、策定すること。 島根県水道用水供給事業
	水道技術管理者は水道の技術管理の中心責任者となるものであるから、その設置に当たっては、当該水道の規模、構造等に適応する十分な技能を有するものを選定するとともに、その業務を適正に実施可能な業務体制、情報管理体制等を備えることが必要であるが、貴水道事業は、緊急時連絡体制において水道技術管理者の適切な関与が明確に確認できない体制表があり、緊急時において水道技術管理者の指揮が適切になされない可能性があるため、マニュアルに記載すること。 新潟市水道事業
	水道技術管理者は水道の技術管理の中心責任者となるものであるから、その設置に当たっては、当該水道の規模、構造等に適応する十分な技能を有するものを選定するとともに、その業務を適正に実施可能な業務体制、情報管理体制等を備えることが必要であるが、貴水道事業は、危機管理マニュアル類において水道技術管理者の責務が不明確であり、緊急時における水道技術管理者の役割が明確になっていないことから、マニュアルに記載すること。 新発田市水道事業
	危機管理訓練について、行われた訓練は対応手順や役割分担の確認に留まっており、技術管理者の役割についても定められていなかったため、水道事業の危機事態を想定する等による、訓練の内容の充実を図り、各危機管理マニュアルを適切に見直すこと。 新発田市水道事業
	新型インフルエンザ対策について、貴水道用水供給事業者は新型インフルエンザ対策マニュアルを策定しているものの、事業継続計画については不十分であるため、速やかに新型インフルエンザ対策として事業継続計画を策定すること。 岡山県西南水道企業団水道用水供給事業
	テロ対策について、応急復旧体制や応急給水体制も含めて緊急事態への対応体制を確立するとともに、これらについてのマニュアルの策定を行い、関係者への周知徹底、緊急事態対応の訓練等を通じた対応体制の強化を図ることとされているが、貴水道事業は広島市行政部局の策定したテロ対策マニュアルはあるものの、テロ発生時における水道事業体の対応体制について詳細が記載されているマニュアルが未整備であったため、策定すること。 広島市水道事業
	地震、風水害等により停電が発生した場合の対応措置に関するマニュアルについて、電気事業者の意見を参考として、電力供給が停止するケースも想定したマニュアルを策定することとされているが、貴水道事業は、作成途上であるため、検討を鋭意進め、速やかにマニュアルを策定すること。 桜井市水道事業
	基幹病院等の重要給水施設に係る応急給水体制について、断水発生時においても速やかに対応が図れるよう、応急給水体制の充実を図ることとされているが、貴水道事業は、一部の関係機関と応急給水訓練は実施しているものの、その手順等を明文化していないため、マニュアルを整備し関係機関と共有する等、一層の応急給水体制の充実を図ること。 桜井市水道事業
	各種危機管理マニュアルについて、緊急時における連絡体制として内部の体制は整備されているものの、緊急時における連絡先として厚生労働省水道課など外部への連絡体制の整備が不十分のため、連絡体制を整備し、マニュアルに記載すること。 下関市水道事業

項目	指 摘 事 項	
	危機管理マニュアルについて、貴水道事業では整備を行っているが、現状に即したものとなっていないので、内容を精査すること。	羽曳野市水道事業
	水道水源における水質事故及びクリプトスピリウム等への対応について、緊急措置、応急給水、応急復旧等の諸活動を計画的かつ効率的に実施するための実働的なマニュアル及び都道府県、水道事業者、水道用水供給事業者等の関係者の間における連絡マニュアル・連絡網を整備することとされているが、貴水道事業はマニュアルが整備されていなかったため、整備すること。	大川市水道事業
	運転手引書について、緊急時における水道施設の操作要領を整備することとされているが、貴水道事業は、整備していなかったため、運転手引書を整備すること。	三浦市水道事業、弘前市水道事業
	運転手引書について、緊急時における水道施設の操作要領を整備することとされているが、貴水道事業は、手順書を作成はされているものの、現場操作盤等の付近に配置がされていない施設があり、緊急時対応に不足をきたす恐れがあるため、現地においても確認できる体制とすること。	新潟市水道事業
	運転手引書について、緊急時における水道施設の操作要領を整備することとされているが、貴水道用水供給事業は、整備していなかったため、運転手引書を整備すること。	仙南・仙塩広域水道用水供給事業
	運転手引書について、緊急時における水道施設の操作要領を整備することとされているが、貴水道用水供給事業は、運転手引き書の整備・配置がなされているものの、現場操作盤においては緊急停止・復帰操作手順の掲載が無い等、記載内容の一部に不備が見られたため、内容の充実を図ること。	岡山県広域水道企業団水道用水供給事業
②水安全計画		
	水安全計画について、貴水道事業は平成29年度の策定を予定しているものの、現在未策定であるため、水道システムに関する危害評価を行った上で、自らの水安全計画の策定又はこれに準じた危害管理の徹底により、良質で安全な水道水の供給確保について取り組むこと。	蓮田市水道事業

項目	指 摘 事 項	
	水安全計画について、貴水道事業は、水安全計画策定ガイドラインに沿った計画が未策定であるため、水道システムに関する危害評価を行った上で、自らの水安全計画の策定又はこれに準じた危害管理の徹底により、良質で安全な水道水の供給確保について取り組むこと。	三浦市水道事業、ふじみ野市水道事業、茨城県南水道企業団水道事業、気仙沼市水道事業、日向市水道事業、岩沼市水道事業、津市水道事業、常滑市水道事業、三原市水道事業、明石市水道事業、橋本市水道事業、桜井市水道事業、大川市水道事業、春日那珂川水道企業団水道事業
	水安全計画について、貴水道用水供給事業は、水安全計画策定ガイドラインに沿った計画が未策定であるため、水道システムに関する危害評価を行った上で、自らの水安全計画の策定又はこれに準じた危害管理の徹底により、良質で安全な水道水の供給確保について取り組むこと。	島根県水道用水供給事業
	水安全計画の策定について、貴水道用水供給事業は、内容の充実を図りながら取り組んでいるところであるが、速やかに策定を完了させ、良質で安全な水道水の供給確保について、より一層取り組みを推進すること。	京都府水道用水供給事業
	水安全計画について、貴水道事業は、水安全計画策定ガイドラインに沿った計画が一部浄水場において未策定であるため、自らの水安全計画の策定により、良質で安全な水道水の供給確保が行えるよう速やかに策定すること。	小田原市水道事業
	水安全計画の策定について、貴水道用水供給事業は、案の最終確認を行っているところであるが、速やかに策定を完了させ、良質で安全な水道水の供給確保について、より一層取り組みを推進すること。	岡山県西南水道企業団水道用水供給事業
③事業継続計画		
	新型インフルエンザ対策について、水道事業者は、ガイドラインを参考として、事業継続計画を策定するなど適切な新型インフルエンザ対策を推進しなければならないとあるが、貴水道事業は、事業継続計画の案は確認できたものの策定には至っていないため、新型インフルエンザ対策として事業継続計画を策定すること。	三浦市水道事業

項目	指 摘 事 項	
	新型インフルエンザ対策について、水道事業者は、ガイドラインを参考として、事業継続計画を策定するなど適切な新型インフルエンザ対策を推進しなければならないとあるが、貴水道事業は、計画が未策定であり、適切な対策がとられていなかったため、新型インフルエンザ対策として事業継続計画を策定すること。	春日部市水道事業、気仙沼市水道事業、沼津市水道事業、丸亀市水道事業、桜井市水道事業
	新型インフルエンザ対策について、水道事業者は、ガイドラインを参考として、事業継続計画を策定するなど適切な新型インフルエンザ対策を推進しなければならないとあるが、貴水道事業は、市の新型インフルエンザ等対策業務継続計画に基づく対応として、水道事業としての計画策定がされていないため、新型インフルエンザ対策として事業継続計画を策定すること。	橋本市水道事業
④危機管理対策（その他）		
	渇水対策について、渇水時に予想されるすべての事態を想定して、渇水対策活動に関する計画を作成することとされているが、貴水道事業は作成してなかったため、渇水対策活動を効果的に行えるよう計画を作成すること。	三浦市水道事業、岐阜市水道事業、佐賀市水道事業、丸亀市水道事業、大川市水道事業
	危機管理訓練について、貴水道事業は危機管理訓練が実施されていなかったため、訓練を実施するとともに、訓練の内容を記録としてとりまとめ、整理すること。	三浦市水道事業、茨城県南水道企業団水道事業
	施設への来訪者等の入場記録簿が整備されていなかったため、適切な管理の徹底をすること。	三浦市水道事業
	水源地域の関係水道事業者等及び関係行政機関の間の相互連絡通報体制について、水道水源保全対策が早期に講じられるよう、水道事業者等、関係部局等との連携を密にするよう留意することとされているが、貴水道事業においては、相互連絡通報体制が整備されていなかったため、整備すること。	三浦市水道事業
	貴水道事業においては、施設図等の管理について、不測の事態に備えて、図面を分散保管する等、適切な管理体制の構築を図ること。	春日部市水道事業、茨城県南水道企業団水道事業、弘前市水道事業、小田原市水道事業、岐阜市水道事業

項目	指 摘 事 項																				
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="276 237 1278 360"> 来訪者の管理について来訪者自らが来訪者名簿に記入することとしているが、職員の目視等による確認を行っていないことから、管理の徹底に努めること。 </td><td data-bbox="1278 237 1441 360"> 弘前市水道事業 </td></tr> <tr> <td data-bbox="276 360 1278 510"> 渇水対策について、渇水時に予想されるすべての事態を想定して、渇水対策活動に関する計画を作成することとされているが、貴水道用水供給事業は作成していなかったため、渇水対策活動を効果的に進めるよう計画を作成すること。 </td><td data-bbox="1278 360 1441 510"> 島根県水道用水供給事業 </td></tr> <tr> <td data-bbox="276 510 1278 660"> 貴水道用水供給事業においては、施設図等の管理について、不測の事態に備えて、図面を分散保管する等、適切な管理体制の構築を図ること。 </td><td data-bbox="1278 510 1441 660"> 島根県水道用水供給事業 </td></tr> <tr> <td data-bbox="276 660 1278 846"> 水道施設においては、水源監視の強化、水道施設の警備の強化、防護対策の確立を図ることとされている。貴水道用水供給事業は、カメラ監視を行っているが、死角が多く、赤外線センサーなどが設置されておらず水道施設の侵入防止措置が不十分であることから、警備の強化を図り、水質管理を徹底すること。 </td><td data-bbox="1278 660 1441 846"> 島根県水道用水供給事業 </td></tr> <tr> <td data-bbox="276 846 1278 1055"> 水道施設においては、水源監視の強化、水道施設の警備の強化、防護対策の確立を図ることとされているが、貴水道事業では、一部浄水施設には防犯カメラ等が設置されているものの、その他の施設には防犯カメラの設置など施設の警備強化が図られておらず、水道施設の侵入防止措置が不十分であるため、警備の強化を図ること。 </td><td data-bbox="1278 846 1441 1055"> 出雲市水道事業 </td></tr> <tr> <td data-bbox="276 1055 1278 1312"> 基幹病院等の重要給水施設に係る応急給水体制について、断水発生時においても速やかに対応が図れるよう、応急給水体制の充実を図ることとされているが、貴水道事業は、関係機関との応急給水体制について未整備であるため、整備すること。 </td><td data-bbox="1278 1055 1441 1312"> 津市水道事業、岩国市水道事業、下関市水道事業、大川市水道事業 </td></tr> <tr> <td data-bbox="276 1312 1278 1489"> 水道施設においては、水源監視の強化、水道施設の警備の強化、防護対策の確立を図ることとされているが、貴水道用水供給事業は、一部の浄水場において防犯カメラが未設置の状態であることから、警備の強化を図ること。 </td><td data-bbox="1278 1312 1441 1489"> 岡山県広域水道企業団水道用水供給事業 </td></tr> <tr> <td data-bbox="276 1489 1278 1639"> 停電対策について、停電時に備えた体制整備等に取り組むこととしているが、貴水道事業は、一部設備において停電時に配慮した施設整備がなされていないため、整備を行うこと。 </td><td data-bbox="1278 1489 1441 1639"> 三原市水道事業 </td></tr> <tr> <td data-bbox="276 1639 1278 1839"> 平常より水源付近及びその後背地域について汚染源及び汚染源となるおそれのある工場、事業場等の有無の把握に努めることとされているが、貴水道事業においては、汚染源となるおそれのある工場等の位置を、地図等で把握していなかったため、位置図を作成するなどして、その把握に努めること。 </td><td data-bbox="1278 1639 1441 1839"> 三原市水道事業 </td></tr> <tr> <td data-bbox="276 1839 1278 2011"> 危機管理訓練について、緊急事態対応の訓練等を通じて対応体制の強化を図ることとされているが、貴水道事業においては、危機管理訓練は毎年実施されていたものの、訓練内容に偏りが見られたため、今後は様々な緊急事態を想定した訓練を実施するとともに、訓練の内容を記録としてとりまとめ、整理すること </td><td data-bbox="1278 1839 1441 2011"> 岩国市水道事業 </td></tr> </table>	来訪者の管理について来訪者自らが来訪者名簿に記入することとしているが、職員の目視等による確認を行っていないことから、管理の徹底に努めること。	弘前市水道事業	渇水対策について、渇水時に予想されるすべての事態を想定して、渇水対策活動に関する計画を作成することとされているが、貴水道用水供給事業は作成していなかったため、渇水対策活動を効果的に進めるよう計画を作成すること。	島根県水道用水供給事業	貴水道用水供給事業においては、施設図等の管理について、不測の事態に備えて、図面を分散保管する等、適切な管理体制の構築を図ること。	島根県水道用水供給事業	水道施設においては、水源監視の強化、水道施設の警備の強化、防護対策の確立を図ることとされている。貴水道用水供給事業は、カメラ監視を行っているが、死角が多く、赤外線センサーなどが設置されておらず水道施設の侵入防止措置が不十分であることから、警備の強化を図り、水質管理を徹底すること。	島根県水道用水供給事業	水道施設においては、水源監視の強化、水道施設の警備の強化、防護対策の確立を図ることとされているが、貴水道事業では、一部浄水施設には防犯カメラ等が設置されているものの、その他の施設には防犯カメラの設置など施設の警備強化が図られておらず、水道施設の侵入防止措置が不十分であるため、警備の強化を図ること。	出雲市水道事業	基幹病院等の重要給水施設に係る応急給水体制について、断水発生時においても速やかに対応が図れるよう、応急給水体制の充実を図ることとされているが、貴水道事業は、関係機関との応急給水体制について未整備であるため、整備すること。	津市水道事業、岩国市水道事業、下関市水道事業、大川市水道事業	水道施設においては、水源監視の強化、水道施設の警備の強化、防護対策の確立を図ることとされているが、貴水道用水供給事業は、一部の浄水場において防犯カメラが未設置の状態であることから、警備の強化を図ること。	岡山県広域水道企業団水道用水供給事業	停電対策について、停電時に備えた体制整備等に取り組むこととしているが、貴水道事業は、一部設備において停電時に配慮した施設整備がなされていないため、整備を行うこと。	三原市水道事業	平常より水源付近及びその後背地域について汚染源及び汚染源となるおそれのある工場、事業場等の有無の把握に努めることとされているが、貴水道事業においては、汚染源となるおそれのある工場等の位置を、地図等で把握していなかったため、位置図を作成するなどして、その把握に努めること。	三原市水道事業	危機管理訓練について、緊急事態対応の訓練等を通じて対応体制の強化を図ることとされているが、貴水道事業においては、危機管理訓練は毎年実施されていたものの、訓練内容に偏りが見られたため、今後は様々な緊急事態を想定した訓練を実施するとともに、訓練の内容を記録としてとりまとめ、整理すること	岩国市水道事業
来訪者の管理について来訪者自らが来訪者名簿に記入することとしているが、職員の目視等による確認を行っていないことから、管理の徹底に努めること。	弘前市水道事業																				
渇水対策について、渇水時に予想されるすべての事態を想定して、渇水対策活動に関する計画を作成することとされているが、貴水道用水供給事業は作成していなかったため、渇水対策活動を効果的に進めるよう計画を作成すること。	島根県水道用水供給事業																				
貴水道用水供給事業においては、施設図等の管理について、不測の事態に備えて、図面を分散保管する等、適切な管理体制の構築を図ること。	島根県水道用水供給事業																				
水道施設においては、水源監視の強化、水道施設の警備の強化、防護対策の確立を図ることとされている。貴水道用水供給事業は、カメラ監視を行っているが、死角が多く、赤外線センサーなどが設置されておらず水道施設の侵入防止措置が不十分であることから、警備の強化を図り、水質管理を徹底すること。	島根県水道用水供給事業																				
水道施設においては、水源監視の強化、水道施設の警備の強化、防護対策の確立を図ることとされているが、貴水道事業では、一部浄水施設には防犯カメラ等が設置されているものの、その他の施設には防犯カメラの設置など施設の警備強化が図られておらず、水道施設の侵入防止措置が不十分であるため、警備の強化を図ること。	出雲市水道事業																				
基幹病院等の重要給水施設に係る応急給水体制について、断水発生時においても速やかに対応が図れるよう、応急給水体制の充実を図ることとされているが、貴水道事業は、関係機関との応急給水体制について未整備であるため、整備すること。	津市水道事業、岩国市水道事業、下関市水道事業、大川市水道事業																				
水道施設においては、水源監視の強化、水道施設の警備の強化、防護対策の確立を図ることとされているが、貴水道用水供給事業は、一部の浄水場において防犯カメラが未設置の状態であることから、警備の強化を図ること。	岡山県広域水道企業団水道用水供給事業																				
停電対策について、停電時に備えた体制整備等に取り組むこととしているが、貴水道事業は、一部設備において停電時に配慮した施設整備がなされていないため、整備を行うこと。	三原市水道事業																				
平常より水源付近及びその後背地域について汚染源及び汚染源となるおそれのある工場、事業場等の有無の把握に努めることとされているが、貴水道事業においては、汚染源となるおそれのある工場等の位置を、地図等で把握していなかったため、位置図を作成するなどして、その把握に努めること。	三原市水道事業																				
危機管理訓練について、緊急事態対応の訓練等を通じて対応体制の強化を図ることとされているが、貴水道事業においては、危機管理訓練は毎年実施されていたものの、訓練内容に偏りが見られたため、今後は様々な緊急事態を想定した訓練を実施するとともに、訓練の内容を記録としてとりまとめ、整理すること	岩国市水道事業																				

項目	指 摘 事 項
	危機管理訓練について、内容が十分なものとなっていないため、内容の充実を図ること。 周南市水道事業、下関市水道事業
	情報セキュリティ対策について、ガイドラインを参考にして、各水道事業者の状況に応じて適切な対策を実施することとされているが、貴水道事業は、適切な対策が取られていなかったため、情報セキュリティ対策を実施すること。 鳥栖市水道事業
	危機管理訓練について、緊急事態対応の訓練等を通じて対応体制の強化を図ることとされているが、貴水道事業においては、自らの体制の機能強化を目的とした危機管理訓練が実施されていなかったため、今後は様々な緊急事態を想定した訓練を実施するとともに、訓練の内容を記録としてとりまとめ、整理すること 橋本市水道事業
	地震、濁水、テロ等の災害時における応急復旧及び応急給水に関しては、事前の体制確保と準備を計画的に行う必要があるが、貴水道事業は、応急復旧体制、応急給水体制ともに整備されていないため、他都市、関係機関等と予め十分に連携を図ったうえで応急活動を迅速かつ円滑に行うための体制を確立すること。 橋本市水道事業
	水道施設関係者等の管理の一環として、来訪者、施設出入業者の管理を徹底することとされているが、貴水道事業は、来訪者等を職員等が確認しているものの、来訪者管理簿への記帳や用務後の退場において管理がなされていないことから、来訪者や施設出入業者の管理を徹底すること。 和歌山市水道事業
	水道法第31条において準用する水道法第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者は、当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道用水供給事業は、水に注入される薬品の納入時における薬品基準への適合性について、水道技術管理者の補助者の確認は行われていたが、水道技術管理者の確認が行われていなかったため、押印欄を設けるなど、従事・監督していることを明確にすること。 香川県水道用水供給事業
8 住民対応に関すること	
①情報提供	
	水道法施行規則第15条第6項の規定により、毎事業年度の開始前に定期及び臨時の水質検査計画を策定し、第17条の2第1項の規定により、毎事業年度の開始前に水道の需要者に対し情報提供をしなければならないが、貴水道事業は、事業年度の開始後の4月に情報提供をしていたため、毎事業年度の開始前に情報提供すること。 桐生市水道事業、春日部市水道事業
	水道法第24条の2及び施行規則第17条の2第6号の規定に基づき、水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項を、水道の需要者に対して情報提供しなければならないが、貴水道事業は、情報提供をしていなかったため、水道の需要者に対して情報提供すること 桐生市水道事業、大川市水道事業

項目	指 摘 事 項
	水道法施行規則第17条の2の規定に基づき、水道事業者は、水道の需要者が水道事業に関する情報を容易に入手することができるような方法で情報提供を行うこととされているが、貴水道事業は、一部の事項がホームページのみでの情報提供であることから、広報紙等による幅広い広報手段での情報提供を行うこと。 ふじみ野市水道事業、弘前市水道事業、日向市水道事業、沼津市水道事業、小田原市水道事業、岐阜市水道事業、三原市水道事業、周南市水道事業、橋本市水道事業、大川市水道事業、春日那珂川水道企業団水道事業
	水道法第31条において準用する法第24条の2及び同法施行規則第52条において準用する第17条の2第5号の規定に基づき給水装置及び貯水槽水道の管理に関する事項を、同条第6号の規定に基づき水道施設の耐震性能、耐震化に関する取組等の状況に関する事項を、毎年1回以上定期的に水道用水の供給を受ける水道の需要者に対して情報提供しなければならないが、貴水道用水供給事業は、情報提供をしていなかったため、水道用水の供給を受ける水道の需要者に対して情報提供すること。 島根県水道用水供給事業
	水道法第24条の2及び同法施行規則第17条の2第2号の規定に基づき、水道事業の実施体制に関する事項を、同条第4号の規定に基づき、水道料金その他需要者の負担に関する事項を、同条第5号の規定に基づき、給水装置及び貯水槽水道の管理等に関する事項を、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報提供しなければならないが、貴水道事業は、これらの事項が1年以上更新されず内容の見直しも行っていなかったため、情報提供の内容を定期的に見直し、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報を提供すること。 沼津市水道事業
	水道法第31条において準用する法第24条の2及び同法施行規則第52条において準用する第17条の2第5号の規定に基づき、給水装置及び貯水槽水道の管理等に関する事項を、毎年1回以上定期的に水道用水供給を受ける水道の需要者に対して情報提供しなければならないが、貴水道用水供給事業は、情報提供を行っていなかったため、項目として盛り込むこと。 京都府水道用水供給事業、岡山県広域水道企業団水道用水供給事業、香川県水道用水供給事業、大阪広域水道企業団水道用水供給事業

項目	指 摘 事 項
	水道法第24条の2及び同法施行規則第17条の2第5号の規定に基づき、貯水槽水道の管理等に関する事項を、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報提供しなければならないが、貴水道事業は、1年以上更新されず内容の見直しも行っていなかったため、情報提供の内容を定期的に見直し、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報を提供すること。 岐阜市水道事業
	水道法施行規則第17条の2の規定に基づき、水道事業者は、水道の需要者が水道事業に関する情報を容易に入手することができるような方法で情報提供を行うこととされているが、貴水道事業は、ホームページのみでの情報提供であることから、広報紙等による幅広い広報手段での情報提供を行うこと。 常滑市水道事業
	水道法第31条において準用する法第24条の2及び同法施行規則第52条において準用する第17条の2第4号の規定に基づき、水道料金その他需要者の負担に関する事項を、同条第5号の規定に基づき給水装置及び貯水槽水道の管理に関する事項を、同条第6号の規定に基づき水道施設の耐震性能、耐震化に関する取組等の状況に関する事項を、同条第8号の規定に基づき災害、水質事故等の非常時における水道の危機管理に関する事項を、毎年1回以上定期的に水道用水の供給を受ける水道の需要者に対して情報提供しなければならないが、貴水道用水供給事業は、情報提供をしていなかったため、水道用水の供給を受ける水道の需要者に対して情報提供すること。 岡山県西南水道企業団水道用水供給事業
	水道法第24条の2及び同法施行規則第17条の2第1号の規定に基づき、水質検査計画及び法第20条第1項の規定により行う定期の水質検査の結果その他水道により供給される水の安全に関する事項を、同条第2号の規定に基づき、水道事業の実施体制に関する事項を、同条第4号の規定に基づき、水道料金その他需要者の負担に関する事項を、同条第5号の規定に基づき、給水装置及び貯水槽水道の管理等に関する事項を、同条第6号の規程に基づき、水道施設の耐震性能、耐震化に関する取組等の状況に関する事項を、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報提供しなければならないが、貴水道事業は、これらの事項が1年以上更新されず内容の見直しも行っていなかったため、情報提供の内容を定期的に見直し、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報を提供すること。 三原市水道事業
	水道法第24条の2及び同法施行規則第17条の2第2号の規定に基づき、水道事業の実施体制に関する事項を、同条第3号の規定に基づき、水道施設の整備その他水道事業に要する費用に関する事項を、同条第5号の規定に基づき、給水装置及び貯水槽水道の管理等に関する事項を、同条第6号の規定に基づき、水道施設の耐震性能、耐震化に関する取組等の状況に関する事項を、同条第8号の規定に基づき、災害、水質事故等の非常時における水道の危機管理に関する事項を、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報提供しなければならないが、貴水道事業は、情報提供をしていなかったため、水道の需要者に対して情報提供を行うこと。 高砂市水道事業
	水道法第24条の2及び同法施行規則第17条の2第3号の規定に基づき、水道施設の整備その他水道事業に要する費用に関する事項を、同条第5号の規定に基づき、給水装置及び貯水槽水道の管理等に関する事項を、同条第6号の規定に基づき、水道施設の耐震性能、耐震化に関する取組等の状況に関する事項を、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報提供しなければならないが、貴水道事業は、これらの事項が1年以上更新されず内容の見直しも行っていなかったため、情報提供の内容を定期的に見直し、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報を提供すること。 羽曳野市水道事業
②福祉部局との連携	

項目	指 摘 事 項	
	生活困窮者など要保護者の把握のための福祉部局との連携について、給水停止に至るまでには諸般の事情が推察されるので、要保護者の把握が行えるよう、福祉部局との連絡・連携体制の強化を図ること。	春日部市水道事業
	生活困窮者など要保護者の把握のための福祉部局との連携について、給水停止に至るまでには諸般の事情が推察されるので、要保護者の把握が行えるよう、福祉部局との連絡・連携体制の構築に向けて検討を行うこと。	茨城県南水道企業団水道事業、津市水道事業、下関市水道事業
	生活困窮者など要保護者の把握のための福祉部局との連携について、給水停止に至るまでには諸般の事情が推察されるので、要保護者の把握が行えるよう、福祉部局との連絡・連携体制の強化に努めること。	鳴門市水道事業
	生活困窮者など要保護者の把握のための福祉部局との連絡・連携体制について、貴水道事業は、業務における担当者のつながりによる連携はあるものの、人事異動等により消失するおそれがあり、体制構築が不十分であるため、連絡・連携体制の強化を図ること。	桜井市水道事業
９ 資源・環境に関すること		
１０ その他		
	①その他	
	水道事業ビジョンについて策定されていないため、県や近隣市町との間で連携しつつ、実行性のあるビジョンの検討を進めること。	三浦市水道事業

立入検査について

【目的】

水道法第39条第1項等の規定に基づき、水道（水道事業及び水道用水供給事業の用に供する者に限る。）の布設若しくは管理又は水道事業若しくは水道用水供給事業の適正を確保することを目的に実施。

【検査対象】※厚生労働省水道課

- ・ 厚生労働大臣認可の水道事業及び水道用水供給事業
- ・ 国が設置する専用水道

【確認項目】

需用者の安全・安心の確保に重点を置きつつ、主として**水道技術管理者の従事・監督状況等水道法に規定する事項の遵守状況**、自然災害やテロ等危機管理対策の状況等について確認。

＜具体的には＞

- ① 資格に関すること（水道技術管理者、布設工事監督者等の事業の監督状況 等）
- ② 認可等に関すること（認可や各種届出状況、給水開始前検査の実施状況 等）
- ③ 水道施設管理に関すること（施設基準の遵守等、水道施設管理の実施状況 等）
- ④ 衛生管理に関すること（健康診断や衛生上の措置等、衛生管理の実施状況 等）
- ⑤ 水質検査に関すること（水質検査の実施状況、水質基準の遵守状況 等）
- ⑥ 水質管理に関すること（水源周辺等の汚染源の把握、水質管理に伴う施設整備の状況 等）
- ⑦ 危機管理対策に関すること（自然災害やテロ等、危機管理対策の実施状況 等）
- ⑧ 情報提供等に関すること（情報提供の実施状況や供給規程の周知等、住民対応の実施状況 等）
- ⑨ 資源・環境に関すること（水質汚濁防止法の遵守等、環境保全対策の実施状況 等）
- ⑩ その他

1

立入検査の実施状況について

近年の立入検査実施状況

年度	立入検査事業数			指摘件数(延べ)	
	上水	用供	計	文書	口頭
H24	19	5	24	8	33
H25	50	3	53	30	86
H26	35	22	57	70	142
H27	38	14	52	53	131
H28	41	7	48	72	192

平成28年度 指摘件数の内訳

平成28年度	指摘内訳	文書	口頭
① 資格に関すること		5	15
② 認可等に関すること		18	3
③ 水道施設管理に関すること		0	76
④ 衛生管理に関すること		7	6
⑤ 水質検査に関すること		31	18
⑥ 水質管理に関すること		0	7
⑦ 危機管理対策に関すること		0	64
⑧ 情報提供等に関すること		11	3
⑨ 資源・環境に関すること		0	0
⑩ その他		0	0

平成28年度 主な文書指摘事例

① 資格に関すること

- ◎ 水道技術管理者が、施設検査について点検結果を確認していなかった。
- ◎ 水道の布設工事の施工において、職員に対して布設工事監督者の指名を行っていなかった。

② 認可等に関すること

- ◎ 浄水処理方法の変更を行ったにもかかわらず、適切な時期に届出がなされていなかった。
- ◎ 耐震補強工事を行った配水池を使用して給水することについて届出をしていなかった。
- ◎ 導水管の布設替えを行ったにもかかわらず、給水開始前届を未提出であった。

⑤ 水質検査に関すること

- ◎ 水質検査計画に記載すべき事項が一部未記載であった。
- ◎ 水質検査の採水地点が配水管の末端になっておらず、採水場所の選定理由が合理的でなかった。
- ◎ 委託先の水質検査の実施状況を水質検査の結果の根拠となる書類等による確認をしていなかった。

⑧ 情報提供等に関すること

- ◎ 水質検査計画について、水道の需用者に対する情報提供が、事業年度の開始後の4月に行っていた。
- ◎ 水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況について、水道の需用者に対して情報提供していなかった。

2

立入検査結果の公表等について

■ 指摘事項に対する改善報告

- ✓ 改善報告には、**具体的な改善内容及び解消時期等を明記**すること。
なお、報告内容によっては、改善報告の差し替えや、成果物の提出を求める。
- ✓ 指摘事項に対する**改善が確認できるまで、毎年度、フォローアップを行う**。

■ 立入検査結果の公表について

- 立入検査の結果は、厚生労働省水道課ホームページに掲載。
「厚生労働大臣認可事業者への指導監督に関する情報」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/jouhou/shidou/index.html>
- 平成27年度の結果から、**水道事業体実名入りで公表**。

■ 立入検査結果の活用について

厚生労働省水道課ホームページで公表している立入検査の指摘結果を活用して、自らの水道事業の点検を行い、適正な水道事業の管理・運営に努めていただきたい。